

Title	明治初年の甲斐における刑事法と行刑
Sub Title	Criminal law and its execution in Kai (甲斐) during early era of Meiji
Author	手塚, 豊(Tezuka, Yutaka)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1960
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.33, No.12 (1960. 12) ,p.85- 142
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	法學部法律學科開設七十周年記念論文集
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19601215-0085

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

明治初年の甲斐における刑事法と行刑

手塚 豊

- 一 はしがき
- 二 甲斐の統治と明治維新
- 三 刑事法——御定書の修正を中心として
- 四 徒刑制度の創設
- 五 むすび

一 はしがき

明治維新後、新律綱領の頒布されるまでの約三年間は、明治刑事法史における搖籃期にあたる。全國に施行さるべき新政府の統一刑法典を缺いていたからである。維新直後の慶應三年十月十四日、徳川慶喜の伺いに答えて、刑事法については、⁽¹⁾ 全て「是迄之通り」と指示した明治政府は、その後約十ヵ月間、刑事法に關して、全く沈黙を守つた。全國的な動亂が解決しないまま、その餘裕がなかつたとみるべきであらう。しかし、新政府部内の中央司法機關である刑法事務局⁽²⁾（元年二月三日設）⁽³⁾、⁽⁴⁾ 刑法官⁽⁵⁾（同年閏四月二十一日設）などにおいては、部内限りの假刑法典を編纂し、それを施行していた。これすなわち、その後における

新政府の刑事立法に大きな影響をもたらした「假律」である。

新政府が、はじめて刑事法について、全國の府、縣、藩に對して指令を發したのは、東北の内亂もようやく平定された十月晦日であつた。それは次の布達であるが、これには前掲假律からの若干の影響がみられる。

行政官布達

王政復古凡百之事追々御改正ニ相成就中刑律ハ兆民生死之所係速ニ御釐正可被爲在之處春來兵馬倥傯國事多端未タ釐正ニ暇アラス依之新律御布令迄ハ故幕府へ御委任之刑律ニ依リ其中磔ハ君父ヲ弑スル大逆ニ限リ其他重罪及焚刑ハ梟首ニ換ヘ追放所拂ハ徒刑ニ換ヘ流刑ハ蝦夷地ニ限リ且竊盜百兩以下罪不至死候様略御決定ニ相成候尤死刑ハ勅裁ヲ經候條府藩共刑法官へ可伺出且總テ粗忽之刑罪有之間敷事

一 流刑ハ蝦夷地ニ限リ候得共彼地御制度相立候迄ハ先舊ニ仍リ取計置可申事

一 徒刑ハ土地ノ便宜ニヨリ各制ヲ可立事ニ付府藩縣共其見込ニ從ヒ當分取計置可申追々御布令可被爲在事
右之通被仰出候條御旨趣堅相守猶不決之廉有之候ハ、刑法官へ可伺出候事

この布達の内容は、従前の御定書の存續を原則的に承認し、若干の改正點をおりこんだ全くの臨時措置である。しかし、當時の明治政府は、そうした指令を、全國的に直に強制するほどの政治力は有していなかつた。また各地方においても、そうした指令に即應する準備はかならずしも十分ではなかつた。それがため、前掲布達は、かなりまぢまぢの形において全國に滲透した。いいかえると、新政府の直轄領である府縣と、藩、同じく藩においても新政府に積極的に恭順した藩と、そうでない藩、その間には、受け入れの時期とその態度において、かなりの相違がみられるのである。

新律綱領施行以前、いわば明治刑事法史の第一期⁽⁴⁾の中心課題は、正に前掲布達の滲透状況であつたといつていい。私はこれまで⁽⁵⁾に東京府、⁽⁶⁾神奈川縣、⁽⁷⁾和歌山藩における當時の刑事法を考察、紹介した。本稿はその續編として甲斐府(甲府縣)の状況を検討せんとするものである。甲府は、新政府が江戸入城に先きだつて制壓した舊天領の要衝であり、接收前後の状況

はかなり複雑であるにもかかわらず、從來その方面の研究はかならずしも精密に行われていないように思われるので、本稿ではその點を多少詳しく取扱ひ、そして同地に設置された鎮撫府—甲斐府—甲府縣が、前掲布達に對應してどのような刑事法的措置を行つたか、さらにまたそれにもとづく行刑とくに前掲布達の大きな特色であつた徒刑制度⁽⁸⁾がどのように實施されたか、などの問題を考察してみたいと思う。

- (1) 拙稿「國家的刑罰權と非國家的刑罰權——明治前期の場合に關する一未定稿——」・法制史學會編「刑罰と國家權力」・一六七頁。
- (2) 明治改元は、慶應四年九月八日であるが、本稿ではできるだけ明治元年と統一的に呼ぶことにした。
- (3) 「法規分類大全」刑法門(一)・刑律(一)・一四頁。
- (4) 小早川欣吾教授の「明治初頭に於ける二三の藩の刑法典について」は、この期の地方的刑事法に關する先驅的業績である(「明治法制叢考」・二五八頁以下)。
- (5) 拙稿「明治初年の東京府刑法」・本誌第三十一卷七號・六二頁以下。

- (6) 拙稿「明治初年の神奈川縣刑法——新律綱領施行以前の臨時刑法典と徒刑制度——」・「明治初期刑法史の研究」・一八九頁以下。
- (7) 拙稿「明治初年の和歌山藩刑法——刑法内則及び徒刑之法を中心として——」・前掲拙著・一五三頁以下。
- (8) 徒刑は、從來一般的には行われていない行刑であつたので、各地方ではこれをどのように實施するかが、大きな問題であつた。

二 甲斐の統治と明治維新

徳川時代における甲州は、江戸防衛の外廓線に位置し、高い山脈が周圍をとりまいているその地形は、難攻不落、天然の要害をなしていた。幕府がこの地をとくに重視したのは、きわめて當然であろう。それがため、慶長六年(一六〇)以來、幕府は直轄領として城代、城番を置くか、あるいは親藩を設けて統治せしめた⁽¹⁾。寶永二年三月(一七〇)、御家人出身の柳澤吉保が甲府城主に封ぜられたのは異例のことであり、これは彼が寵をうけた將軍綱吉による破格の拔擢であつたとされている⁽²⁾。しかし、享保九年三月(一七二)、吉保の子吉里が將軍吉宗によつて大和の郡山に移封されるにおよび、甲州は幕府の御料所

にもどり、それから幕末まで約百四十年間つづいた。

享保九年六月、柳原家退去後の甲州には、老中の直接指揮下になつた甲府勤番支配の制が設けられ、甲斐一帯を警護する武装兵力の組織を統括して甲府城に駐在した。勤番支配は徳川時代の多くの行政機構と同じく複數制であり、知行三千石役地千石を給される大手、山手の兩勤番支配が月番を定めて勤務した。各勤番支配の下にそれぞれ組頭二名、勤番士百名、與力十騎、同心五十名が屬した。そして勤番士の中から、假目付五名、武具奉行一名、破損奉行一名、藏立會一名などの役職が任命されていた。⁽⁸⁾勤番士はすべて御目見得以上の旗本である。

甲州の民政は、江戸勘定奉行の支配下になつた甲府、市川、石和の三代官をおき、⁽⁴⁾管轄を分けてそれに當らせた。⁽⁵⁾甲府城下の町の民政は、勤番支配が司り、兩勤番支配の役宅に町方役所を附設し、隔月交替制を採つていた。

幕末にいたるや、甲州の統治機構に若干の改正が行われた。まず元治元年三月^(一八六四年)、あらたに甲府町奉行の制が設けられ、甲府代官福田下總守道昌が兼務し、従前の勤番支配の町方兼務が解かれた。ところが福田は翌慶應元年一月に退任し、その後任の小田切愛之助も來任せず、結局、町奉行の制はわずか一年餘にして同年五月に廢止された。⁽⁶⁾町奉行缺員中およびその廢止後は、勤番支配が舊のごとく町政を兼務したものとされる。⁽⁷⁾つづいて慶應二年八月^(一八六六年)、勤番支配の制が廢止され、あらたに甲府城代がおかれることになつたが、これと同時に甲府町奉行の制度がまた復活した。⁽⁷⁾維新の風雲急なる折柄、幕府は責任の所在が不明瞭になりやすい複數制の勤番支配の組織をあらため、單獨制の城代において甲府の守りを強化せんとしたものであろう。町奉行の再置も、城代の職務から町政を分離し、本來の警備の任に専念させる措置であつたにちがいない。そして城代には高崎藩主松平右京亮輝照、町奉行には若菜三男三郎が任命された。けれども松平城代は赴任せず、公用方服部團右衛門、作事方島崎儀兵衛を派遣したにすぎず、⁽⁸⁾實際上の城代の仕事は、最後の山手勤番支配佐藤駿河守信崇^(慶應元年五月任——二年八月罷)が退任後もそのまま在城して行つていたようである。⁽⁹⁾

松平城代の辭任後（慶應二年八月五日任——翌三年九月六日罷）、幕府は大久保加賀守忠禮（小田原藩主・慶應三年九月六日任——翌四年一月十五日罷）、眞田信濃守幸民（松代藩主・慶應四年一月十九日任——同年一月二十五日罷）、榊原式部大輔政敬（高田藩主・慶應四年一月二十九日任——罷免日不詳）、堀田相模守正倫（佐倉藩主・慶應四年二月五日任——同年二月十八日罷）らを次々と任命したが、大久保(10)以外はいずれも赴任しなかつた。崩壞寸前の幕府の權威は地におち、その命令は諸侯をうごかしえなかつたことを物語つてゐる。

明治戊辰の役おこるや、明治新政府軍は、東山道、東海道、北陸道の三方面軍にわかれ、江戸へ向けて進軍した。險要な地形のもと、勤番士四百名の精銳を中心とする甲府の守りを、いかにして突破するかは、江戸攻略前哨戦のキーポイントであつた。江戸からの援軍が到着する以前に、なんとか甲府へ入城せんとする新政府軍の方策は、きわめて用意周到であつたといわれている。(11)三軍の作戦計畫を定めた慶應四年二月の「廟算」に「東海道ハ駿州興津、岩淵之兩所ヲ見計ヒ、東山道先鋒ト牒合シ、勢ヲ分チ、甲府ヲ周保シ……東山道ハ信州諏訪ニ至リ、東海道先鋒ノ動靜ヲ察シ、勢ヲ分チ、速ニ甲府ヲ保チ云々」(12)（傍點）とあるのは、東海、東山兩道軍共に協同して甲府へ突入せんとする企圖であつたことがわかる。

甲府攻撃にさきだち、東海道總督橋本實梁は土佐藩の黒岩治部之介らを先行させ、歸順工作を行わしめたが成功せず、甲府城内は歸順派と主戦派が對立して騒然たるものがあつた。幕府もまた勘定奉行加藤丹後守餘十郎(13)あるいは大目附堀鏡之助を派遣し、事態の收拾に當らせた。しかし、抗戦、降服いずれとも決せざるまま、同年三月上旬、甲府は新政府軍の侵入をむかえたのである。

まず三月四日朝、東山道軍の先鋒（參謀板垣退助、監軍西尾遠江之介）土佐藩兵は甲府に入り、開城をせまつた。甲府城の首腦部は前にも述べた通り城代の職を代行していた小普請支配佐藤駿河守、町奉行若菜三男三郎および甲府代官中山誠一郎らであつたが、翌五日の土佐、因幡、諏訪等の藩兵から成る本隊の到着に先きだち、佐藤、若菜は多くの勤番士と共に退散し

た。残留した中山代官は、西尾監軍から「一國並市中取締⁽¹⁸⁾」を委託され、假りに町奉行を命ぜられた⁽¹⁹⁾。東山道軍は完全に無血入城に成功したのである。ちょうどその頃、大久保大和(近藤勇)のひきいる幕府軍の一隊が、甲府をめざして勝沼に進出してた。東山道軍はこれをむかえ討ち、いわゆる柏尾戦争の結果、幕府軍は敗退した。かくして甲府周邊は、いちおう平穩にかえつた。百四十餘年間、精強をほこつた甲府勤番士の終焉としては、寔にあつけない幕切れであつた。任命した城代も赴任せず、守將にも事缺く幕府側の状況からみれば當然の運命であつたろう。

東山道軍はあらかじめ甲府の城番として松代藩主眞田信濃守を任命してしたので、東山道軍入城後の甲府は、主として松代藩兵によつて警守された。三月九日、東山道軍は甲府を去つて江戸へ向つたが、つづいて甲府に入城したのは東海道軍である。

東海道總督橋本實梁は、甲府侵入に先きだつ二月二十四日、佐藤駿河守および若菜町奉行に書を送り「城代入込ニ相成候迄、其許兩人申談、萬端嚴重取締⁽²¹⁾」を命じた。これは敵將に對する實質的な歸順の勸告であり、甲府への無血入城を企圖したものとみえていい。さらに同月二十八日、沼津藩主水野出羽守忠敬を甲府城代に任命した⁽²²⁾。入城準備を着々と整えたのである。ところが、前にも述べたごとく東山道軍においても、甲府入城直前の三月一日に眞田信濃守を城番に任命したので、ここに計らずも甲府の守將は、東海道軍の任命した水野と、東山道軍の任命した眞田とが重複する結果をまねいた。この情報を受けた東海道軍の橋本總督は、三月三日、東山道軍の岩倉具定總督に書を送り、眞田を「城代副役」とするように申入れ⁽²⁴⁾た。そこで東山道軍は、東海道軍のこの希望をうけ入れ、甲府入城後わずか五日後の三月九日附を以て眞田の甲府守城の責任を免じ、やがて入城する筈の東海道軍の任命した水野城代への「應援」を改めて眞田に命じたのである⁽²⁵⁾。それは前に述べた通り東山道軍が甲府退去の日であつた。

三月十二日、東海道軍の參謀海江田武次は、濱松、肥後の藩兵をひきいて甲府へ進駐した。そして一般人民にはじめて王

政復古を告示したのである。⁽²⁶⁾ つづいて翌十三日、水野城代が手兵をひきいて到着、舊追手勤番支配の役宅に入った。⁽²⁷⁾ 海江田は、同月十七日、沼津の東海道總督府に歸陣、甲府における「人心不穩」の状況をつたえたので、總督府は副總督柳原前光を特派することに決定、⁽²⁸⁾ 同月二十三日、柳原は濱松藩兵にまもられ甲府に到着した。⁽²⁹⁾ そして二十五日、柳原は城中に入り、水野城代に暫定の職制と施政の大綱を指示した。このとき定められた城代以下の職制は、舊幕府時代のそれをほとんど踏襲したものである。⁽³⁰⁾ 先きに東山道軍侵入の際、いつたん四散した勤番士をはじめ他の役人も、その後の事態の平靜化にともない、⁽³¹⁾ 逐次、甲府へもどり歸順の意思を表明するものが多かつたので、水野城代の要請にもとづき、かれらに従前の役職と俸給をあたえ、その反抗をふせぐ手段を採つたものと思われる。また、戦陣の際、早急な職制の變更もその準備ができず、役人の更迭も困難な事情から、いちおう従前の體制をみとめたものともいえよう。職制上、従来とちがう點は、幕府の制度では江戸勘定奉行の支配下にあつた甲府町奉行および甲府、市川、石和の三代官を、甲府城代の支配下においたことである。この改正は、甲府城代が甲斐一帯の警備のみならず、民政についても最高責任者の地位にあることを定めたものであり、國內の一部に存在していた田安領をのぞき、甲斐一圓の行政權が城代にあたえられたとみていい。

甲斐の施政を水野城代に一任した柳原は、東海道軍の江戸入城作戦に參畫するため、翌二十六日、あわただしく甲府を去つた。⁽³²⁾ 柳原が四月三日附を以て大總督府へ送つた報告には「甲州之儀ハ大略一定仕候條、御安意願入候」⁽³³⁾とあるが、その後における甲府周邊の狀況は、この報告書の趣旨とは逆に、ますます不安定の空氣につつまれていつた。

すなわち各地に残存した幕府軍の部隊は、信州飯山方面、八王子方面あるいは相模方面からそれぞれ甲府への進入を企圖した。とくに房州から眞鶴に上陸して、閏四月中旬、甲斐の黒駒に進んだ林忠崇（請西藩主・昌之助）と伊庭八郎の連合軍は、かなりの勢力をもち、⁽³⁴⁾ 甲府周邊の治安は混亂を呈したのである。他方、甲府市中においても、舊勤番士の中には、當時監禁されていた舊勤番士中の主戦派の首領柴田監物（番組頭）を救出し、甲府城奪還をめぐる一派もあつた。⁽³⁵⁾ このような緊張

した状勢のうちで、水野城代は沼津、中津、掛川の藩兵および歸順した勤番士を指揮し、また松代、高遠、高島などの諸藩にも應援をもとめ、甲府内外の警備に當つたが、事態はかならずしも樂觀をゆるさないものがあつた。敗殘の幕府軍が甲府をめざした理由は難攻の地形上、かれらが甲府を抵抗の據點として重視したがためであろう。信越方面の征討を命ぜられた尾張藩の參謀成瀬正肥、田宮篤輝が、閏四月、大總督府に提出した文書に「甲州之儀ハ四塞天險、守安ク難攻地ニテ……上、野、總、房、相等ニ潜伏罷在候脱走之舊幕士、其他浮浪之惡徒共、右甲府ヲ目當ニ益馳集、其勢彌相高ミ候様ニテハ不容易四方之騷擾相讓可申⁽³⁶⁾」と述べ、より強力な甲府の守備を上申しているのは、當時の切迫した狀況を物語つてゐる。

東海道總督府は、閏四月末、肥後藩兵をひきいた監軍安場保和を甲府へ出張させ、防備について水野城代と協議せしめた⁽³⁷⁾が、さらに積極的な措置を採るため、副總督柳原前光を「一國鎮壓、政務裁決」としてふたたび甲府へ派遣した。柳原は參謀伏谷又左衛門⁽³⁸⁾、濱松藩士、村田卯一郎⁽³⁸⁾（長州藩士）および濱松藩士をしたがえて五月一日に江戸を出立、同月六日甲府に到着、一蓮寺にその本營をおいた。

柳原はまず甲府内の治安の確保に着手した。そして五月八日、さきに一應その存續をゆるされていた勤番士に命じて去就を決せしめ、徳川家に従わんとする者二百七十餘人には退去をみるとめ、歸順して殘留をのぞむ者百三十餘人を以て護國隊および護國砲隊を編成、城代の指揮下におき、さらに五月二十一日には、態度の疑わしき者十餘人を逮捕した⁽³⁹⁾。この柳原の英斷によつて、從來の「勤番士」の制度は全く消滅したのである。當時の甲府には、諸藩の部隊千餘名が駐屯していたが、水野城代の手兵はわずかに沼津藩士二百餘名にすぎなかつたから、城代の力では騒然たる勤番士の動きを鎮壓できなかつたのであろう。

五月二十一日、柳原は副總督を免ぜられ、大總督府參謀に轉じた。東海、東山、北陸各道の先鋒總督制が廢止されたためである。しかし「甲州鎮撫兼務」は相變らずつづいた⁽⁴⁰⁾⁽⁴¹⁾。

ちようどその頃、沼津藩に軟禁されていた林忠崇の一隊が脱走したので、藩主水野出羽守はその責任を問われて五月二十一日に甲府城代を免ぜられ、同月二十八日解任、歸國が命ぜられた。⁽⁴⁸⁾ 後任には五月二十一日附で松代藩主眞田信濃守幸民が登用されたが、傳達のでちがいから赴任せず、⁽⁴⁹⁾ 甲府城代は實際上空席となつてしまつた。また町奉行を兼任していた甲府代官中山誠一郎は五月二十二日に兼任を解かれ、あらたに名倉予何人（信敦・濱松藩士）が町差配に任命された。⁽⁴⁵⁾ 町奉行の名が町差配と改稱されたのである。

沼津藩の手をのがれた林忠崇の一隊は、小田原藩士の一部と合流して箱根の關所を奪い、同地方に勢力をのばした。この報道が甲府に達するや、沼津、高遠、松代、濱松の藩兵が討伐に派遣され、中津、高島の藩兵が甲府城を守つた。⁽⁴⁶⁾ 他方、彰義隊の殘黨が甲斐へ侵入する動きもあり、甲府の守備が手薄になつたので、五月末には、尾張、犬山、加納等數藩の兵がぞくぞくと甲府に集結した。⁽⁴⁶⁾ 城代がいないので、すべての指揮は、柳原鎮撫使みずからが執つたのである。

六月一日、甲州鎮撫府が設けられ、⁽⁴⁷⁾ それまで城代が行つていた甲斐一圓の施政權を掌握、次のごとく三代官および町差配へ通達された。⁽⁴⁸⁾

此度當府城代被差免候ニ付國政諸事鎮撫府ニテ被取行候間此旨各支配所中へ布告可有之候事

六月朔日

鎮撫府 參謀

中山誠一郎殿 増田安兵衛殿 柴田桂次郎殿 町差配へ

これまでは、城代が民政の最高責任者であり、鎮撫使は監督の地位にあつたのであるが、この鎮撫府設置によつて、鎮撫使がはじめて施政の正面にたつたわけである。前掲の通達によると「城代被差免」とあり、暗に水野城代の罷免のみを述べ、眞田城代の新任にはふれていないので、あたかもその日を以て城代の制度が消滅したようにも考えられる。六月一日に城代の制度が廢止されたとする説は、⁽⁴⁹⁾ そうした解釋の結果であらう。しかし、眞田城代の地位はその後もつづき、六月二十

九日に解職、さらにその後任として鍋島甲斐守直紀(蓮池藩士)が七月二十三日に任命され、これまた赴任せざるまま九月三日に解職された⁽⁵⁰⁾。こうしたことから考えると、六月一日以降も、形式的には城代の制度が存続したが、ただ現任者がなかつたので實質的にはその機能が消滅し、鎮撫府がそれに代つて施政權を直接行使したとみるべきであろう。

同日、鎮撫府はその職員組織を次のように假定した⁽⁵¹⁾。

参謀 壹員 同助 貳員 同用掛 壹員 同附屬 三員 護衛隊差配 貳員 城中引受鍵預 貳員 町差配 壹員 神社
 總轄 壹員 同掛 壹員 國中締方調掛 貳員 民事調方掛 壹員 書記 三員 水防差配 壹員 同用掛 三員 代官
 三員 會計方 壹員 同附屬 壹員 賄方 貳員

そして、参謀には林玖十郎(宇和島藩士)、参謀助には伏谷又左衛門(濱松藩士)、村田宇一郎(山口藩士)が就任した⁽⁵²⁾。翌二日鎮撫府は城中に轉居し「是迄城代住居候大手前屋敷ヲ以テ鎮撫政府ト相定」^(傍點)めた。「峡中沿革史」に「各陣屋より公書類を受取り始めて政務を擧げらる」とあるのは、このときの状況を述べたものであろう。

民政に着手した鎮撫府は、貢租の減免、特行者、八十歳以上の老人、鰥寡孤獨者の救済を行い、また七月下旬に甲府一帯をおそつた水害に對しては迅速な救援策を講ずるなど、政權交代で騒然としている人心の安定につとめた。さらに従前のまま残留していた三代官を罷免、人事の面でも、清新なる氣運の醸成をはかつた。すなわち、府中代官には赤松成允(孫太郎・濱松藩士、六月八日任)、市川代官には成澤公道(勘左衛門・松代藩士、六月二十二日任)、石和代官には石田廣和(守人・小島藩士、同前)がそれぞれ任用された⁽⁵³⁾。これによつて甲斐一圓の舊天領の責任者はすべて一新され幕府施政の痕跡は、人事の面でまづたく消滅したのである。

他方、林忠崇の軍は、小田原附近において敗戦、南方へ退却し、熱海から船で房州方面へ逃走した。いまや幕府軍の殘黨によつて甲府が奪還されるおそれはほとんどなくなり、甲府周邊の治安はいちじるしく改善された。一旦、甲府へ凱旋した

諸藩の部隊は、一部をのぞき六月以降、逐次江戸もしくは信州方面へ轉進し、甲府の警備には、前に述べた護衛隊のほか、鎮撫府があらたに編成した護國隊（舊武田浪士）、護境隊（八五千人同心）、隆武隊（富士淺間神社神官）、新衛隊（舊勤番士のあたらしい歸順者）ら數百名が増強された。⁽⁵⁷⁾ これらの部隊は、明治三年の末まで甲府における警備力の役割を果したのである。

七月十七日、江戸は東京と改稱、同時に鎮撫府が設けられ、駿河以東十三ヶ國を管轄することになった。大總督府は専ら軍務を所轄したのである。翌八月二日、鎮將府の命によつて三部代官の制は知縣事の制に改組されることになったので、⁽⁵⁸⁾ 同月五日、鎮撫府は鎮將府に向い、従前の代官をそのまま知縣事に任命されるよう推薦した。その結果、九月四日、府中（甲府）知縣事に赤松、市川知縣事に成澤、石和知縣事に石田がそれぞれ任命された。⁽⁵⁹⁾

つづいて同月十八日、次のごとく知縣事は鎮撫府の管轄をはなれて、鎮將府の支配に入った。⁽⁶⁰⁾

甲州鎮撫府

其國內知縣事之儀自今可爲鎮將府支配旨御沙汰候事

九月

甲州知縣事

別紙之通鎮撫府へ御沙汰候ニ付自今民政諸事件者鎮將府會計局ヨリ申達候條此旨可相心得御沙汰候事

但諸願屆伺等モ民政ニ致關係候分ハ會計局へ可差出候事

九月

この通達によると、府中、市川、石和三縣は鎮撫府の所管を全くはなれたように理解されるが、かならずしもそうではなかつた。例えば、翌十月、鎮撫府内に市政局を設け、従來の町差配の制を吸収した際、鎮撫府參謀から三知縣事宛の文書に「各支配所中ニテ取押ニ相成候無賴盜賊博徒之類他國無宿之分ハ其支配所中ニ引合無之候ハ、市政局へ引渡可有之候事」ま

「是迄國中取締役廻村追捕等致來候處今般右役被廢候ニ付向後ハ市政局捕亡方時々廻村捕亡等致候間右之趣兼テ村方へ心得可被申聞置候事⁽⁶¹⁾」とあり、さらに町差配宛の文書にも「當國民政之儀ハ知縣事管轄ニテ取締等モ知縣事ニテ致候ハ勿論ニ候へ共當國ハ餘國ト違ヒ當府ニ武家モ數百軒有之且國內是迄ノ弊風ニテ無賴博徒盜賊等兎角隱伏或ハ横行致候付全國之御取締ヲ當府ニテ御差配候……國中取締之任モ今般市政局へ合併ニ相成事故取締捕亡等之儀ハ兼テ知縣事へモ打合置協力可有之候事⁽⁶²⁾」とある。すなわち、新設の市政局は三知縣事管内においても捕亡の任に當り、またその管内で逮捕された無宿の犯罪者については裁判權をもつ場合もあることを明示している。とすれば、すくなくとも、警察權、裁判權の一部については、鎮撫府の權限が三知縣事管内にまで及んだものといわなければならない。因みに市政局は聽訟方、斷獄方、捕亡方、社寺方、庶務方に分かれ、⁽⁶³⁾從來の甲府町差配名倉予可人が局長の任に當つた。⁽⁶⁴⁾

しかし、三知縣事に對する鎮將府の支配は間もなく終りをつげた。すなわち十月二十八日、鎮撫府を廢止して甲斐府が創設されるにおよび、府中、市川、石和の三縣が廢止され、甲斐府に統合されたためである。甲斐府創設に關する行政官指令は、次の通りである。⁽⁶⁵⁾

今般其府御取立ニ付テハ甲斐國諸縣被廢以後御領一圓其府可爲管轄旨被仰出候事

但甲府城ヲ以府廳可取建事

十一月五日

甲斐府

行政官

知府事にはあらたに滋野井公壽が任命された。⁽⁶⁶⁾府中、石和、市川の三知縣事は、甲斐府權判府事補兼那政局管長に轉じ、従前の三縣におかれた郡政局をそれぞれ管轄したのである。甲斐府の創設により、細分されていた甲斐の地方統治は、ようやく一體化への途をふみだしたものと見えよう。

翌二年七月十七日、京都、東京、大阪の三府をのぞき、他の府はすべて縣とあらためられたので、甲斐府も甲府縣と改稱、従前の知府事滋野井は甲府縣知事兼甲府城守、従前の府判事土肥謙藏は權知事を命ぜられた。⁽⁶⁷⁾同時に三部郡政局を廢止し、石和、市川、谷村の三出張所（支廳）が設けられ、翌八月には、市政局も廢止となり、事務は本廳に合せられた。全管内にわたる實質的な一元的行政は、ここにはじめて發足したのであり、甲府縣創設の意義は大きい。⁽⁶⁸⁾

この時、従來の府が縣に改められた地方（例えば奈良、長崎、度會、堺等）には縣知事をおいたが、従來からの縣の知事はすべて權知事に降等された。また、知事と權知事の兩者がおかれたのは、甲府縣以外にはその例がない。明治政府が、いかに甲府を要衝の地と考えたかが、これによつて伺われるのである。

翌三年五月、いわゆる「田安領一揆」を契機として、⁽⁶⁹⁾縣内に殘存していた田安領百三カ村が縣の管轄に入り、甲斐領内はすべて甲府縣によつて統治されるにいたつた。さらに翌四年、廢藩置縣後の府縣統合に際し、十一月二十日、甲府縣は山梨縣と改稱、管内は山梨、八代、巨摩、都留の四郡にわけられ、縣令には土肥謙藏（實匡）⁽⁷⁰⁾が任命された。ここにおいて、明治政府の甲斐の統治體制は、完全に整備され、本格的な縣治がようやく開始する段階にいたつたのである。明治維新直後における甲斐の政情は、以上の通りである。このような政情を背景にして、明治政府軍の甲府接收以來、鎮撫府、甲斐府、甲府縣の統治の一部として、刑事法と行刑がどのように展開されていたか、とくに四年二月、新律綱領が縣内に施行される以前の状況を、次に節をあらためて考察してみたいと思う。

(1) 家康の子五郎太（義利、後ちの尾張藩主徳川義直）、秀忠の子忠長、家光の子綱重、その子綱豊（後ちの將軍家宣）など、いずれも甲府城主の經歷があり、また、そうした親藩がおかれていない時代は、幕府が直轄して城代あるいは城番をおいていた。詳しくは「甲府略志」（大正七年）六七頁以下参照。

(2) 村松蘆洲「柳澤吉保と甲斐の政治」・甲斐史學第一號・三三頁。寶永二年四月二十九日、將軍綱吉の朱印狀に「甲斐國者要衝之地而一門之歴々雖領來依眞忠之勤云々」とある。「裏見裏話」・「甲斐志料集成」第三卷・九〇頁。

(3) 前掲甲府略志・一一七頁以下。

(4) 甲府代官所は山梨郡長禪寺前、市川代官所は八代郡市川大門村、石和代官所は八代郡市部村におかれ、谷村に石和代官所の出張所があつた。

(5) 明治四年廢藩置縣の際の調査によると、甲府舊郡政局管内は山梨、巨摩二郡の内二二〇村、石高九四、八二一石、市川舊郡政局管内は八代、巨摩、山梨三郡の内二九五村、石高九三、八六〇石、石和舊郡政局管内は八代、山梨、都留三郡の内二二四村、石高七〇、九四五石である〔北都留郡誌・大正十四年・一三三頁—一三四頁〕。郡政局は代官所の後身である。維新後、私領、役地などの併合があつたから、幕末における三代官所の管轄、石高は、以上の数字より若干下まわるものであつたと思われる。

(6)(7) 前掲甲府略志・一三七頁。「公武重職補任」によると、福田の町奉行在任は元治元年三月十三日から慶應元年三月四日まで、小田切のそれは同年三月四日から五月十三日までとなつており〔維新史〕附録・六七頁、福田の退任が前掲略志の「一月」説とちがつてゐる。

また、慶應三年の「袖珍有司武鑑」には「甲府御城代松平右京亮、同勤番支配佐藤駿河守」または「甲府御城代大久保加賀守、同勤番支配佐藤駿河守」(共に須原屋版)とみえているものがある。前掲略志の述べているように、慶應二年八月、城代設置と同時に、勤番支配が廢止になつたものとすれば(一三七頁)、これら武鑑の記事は誤りとしなければならぬ。しかし、すくなくとも慶應三年度までは——慶應四年の武鑑には、私のみだりにおいて佐藤を勤番支配としているものはない(註17・参照)——勤番支配の役職が存置されており、その上位に城代をおく制度であつたとも考えられる。とすれば、勤番支配廢止に伴う佐藤の退職は、慶應二年八月ではなく、翌三年度中であつたとみなければならぬ。

以上の二點、本文ではいちおう甲府略志の記述に従つたが、なお疑問としておく。

(8) 前掲甲府略志・一三〇頁、「甲府市政六十年史」(昭和二十四年)・九六頁。

(9) 前掲甲府略志によると、佐藤勤番支配は「慶應元丑五月寄合肝煎ヨリ、同二寅八月罷(但城代赴任なきを以て在城せり)」「(二二五頁)とあるが、この退任日の疑問については前に述べた(註7・参照)。しかし、勤番支配退任がいつであつたにもせよ、その後も「小普請支配」として引續き甲府に在城したことは確實である(註17・参照)。

(10) 城代の任免については、諸史料によると若干の異同がある。本文で述べた松平、眞田、堀田の任免日と大久保の任命日は前掲重職補任(前掲維新史附録・七六頁)により、大久保の罷免日は「大久保忠良家記」〔復古記〕第一冊・五九三頁、「明治史要」上巻・東大版・一六頁)および「顯要職務補任録」(上巻、四四五頁)により、また榊原の任命日は「榊原政敬家記」(前掲復古記・第一冊・七七三頁、

前掲明治史要・上巻・二二頁)によつた。大久保の罷免日は、前掲重職補任によると慶應三年十二月(前掲維新史附録・六七頁)、前掲北都留郡誌によると明治元年二月十六日(一四九頁)とあるが、これらは典據としなかつた。前掲大久保家記の記事がより、信憑性があると思われるからである。なお、幕府側の資料で編纂したと思われる前掲重職補任が、榊原城代の任免の記事を缺くことは不可解であるが、幕末の混乱時代のこととて、記録もれであろう。また、甲府史關係の著書で、當時の城代として大久保、榊原、堀田の三名を掲げ、眞田の名を逸しているもの(前掲甲府略志・一三〇頁、前掲六十年史・九六頁)あるいは大久保、榊原のみを掲げ、眞田、堀田を逸するもの(前掲北都留郡誌・一四九頁)などがあるが、眞田、堀田も城代に任命されたことは、前掲重職補任の記事並びにから兩人をそれぞれ甲府城代として掲げる「袖珍有司武鑑」(共に慶應四年・出雲寺版)が存在することにより明らかである。

(11) 前掲六十年史には、大久保の赴任を明らかに否定する記事もあるが(九六頁)、辰二月の日附で、中山甲府代官が東海道先鋒總督に提出した一文書に「城代大久保加賀守退役、引續跡役無之云々」(前掲復古記・第九冊・二二六頁)とあり、また「山梨縣史」に「慶應三年始テ大久保加賀守ヲ以テ城代トス、本年(慶應四年)手塚註 正月罷メ去ル」(第一巻・二五四頁)と述べていることからみると、大久保城代は赴任、在城したものと思われる。なお、「山梨縣史」は明治七年太政官の命をうけた山梨縣が編纂したもので、太政官へ提出したものは、現在「府縣史料」の一部として内閣文庫に保管されているが、これと別に縣廳に保存されていたものが山梨縣立圖書館にひきつがれ、これによつて昭和三十三年以降、活字覆刻本が出版されつつある。

(12) 土屋操「甲斐史」(大正四年刊)・四一頁―四二頁。同氏「甲府の開城(2)」・歴史地理第十九卷六號・八二頁。

(13) 「總督府叢紙」・前掲復古記・第二冊・三三二頁、第十一冊・一八九頁。

(14) 望月直矢「峡中沿革史」・前掲志料集成・第七卷・三三七頁、三四二頁。本書は明治二十一年の出版で、甲府の明治初年史である。

(15) 「甲斐國見聞日記」・前掲志料集成・第七卷・三〇二頁。本書は甲府における貴重な明治維新史料であるが、著者は明らかでない。

(16) 前掲書・三〇六頁。

(17) 當時、佐藤が城代であつたとする説はかなり多い(例えば前掲甲斐史・四一二頁、前掲峡中沿革史・前掲志料集成・第七卷・三三四頁、三四七頁、「東山梨郡誌」・五八六頁、岡谷繁實「明治元年戊辰正月甲府城を収めたる事實」・史談會速記録第十五・二二頁等)。しかし、佐藤が城代に就任した形跡はない。前にも引用した慶應四年の「袖珍有司武鑑」をみるに「甲府御城代堀田相模守、同小普請支配佐藤駿河守」または「甲府御城代眞田信濃守、同小普請支配佐藤駿河守」(共に出雲寺版)と明記しており、また前掲の中山代官の文書に「城代大久保加賀守退役、引續跡役無之、小普請支配佐藤駿河守云々」(註11・参照)とあるのは、佐藤の正式の職掌が「小普請支配」であつて、城代ではなかつた事實を示している。したがつて前掲縣史に「小普請支配佐藤駿河ヲ以テ甲府城代ノ事ヲ行ヒ」(第一巻・一

頁)とあるごとく、佐藤は城代事務の代行者にすぎなかつたと思われる。なお、甲府における小普請支配は、在住勤番士の中で、老幼のため勤務に堪えず小普請を命ぜられた者が、幕末には百餘人にも及んだので、それらを統括するため設けられた役職である(前掲縣史・第一卷・二九二頁)。佐藤は勤番支配退任後(註6、7・参照)、小普請支配に就任したと思われるが、その時期は明らかでない。

(18) 「眞田幸民家記」・前掲復古記・第十一冊・三〇六頁。

(19) 「山内豊範家記」・前掲書・二九二頁。

(20) 「西尾爲忠事蹟」・前掲書・三三二頁。

(21) 「東海道先鋒記」・前掲復古記・第九冊・二二五頁。

(22) 「水野忠敬家記」・前掲書・二四六頁、前掲職務補任録・上卷・四四五頁。

(23) 眞田の「城番」就任日を明記する史料は見當らないが、東山道軍の中核をなす土佐藩の「山内豊範家記略一三月朔日の條に「我軍轉シテ上諏訪ニ泊ス……我兵甲州行ノ議益ス決ス、深ク分兵ヲ乞フ」(前掲復古記・第十一冊・二五〇頁)とあり、さらに三月五日の條に「始メ諏訪ニ於テ分兵ノ議決スルヤ、督府松代藩ニ命シ甲府ノ城番タラ令ム」(前掲書・三〇五頁)とある。これによれば、眞田が城番を命ぜられたのは、三月一日と推定される。

(24) この橋本總督の手紙には「眞田信濃守へ城代被命候條々、御示諭之趣敬承候」(前掲督府叢紙・前掲復古記・第十一冊・三二四頁)とあり、城代が二人になつたことに異議を申立てているのである。「復古記」の解題者は「本書中、眞田信濃守へ城代被命云々トアルハ、甲府警保ヲ命スルノ誤ナリ」(前掲書・三二四頁)と述べているが、警保、城番、城代いずれの名目であつたにもせよ、實質的には同じであり、東山道、東海道兩軍の連絡不十分が、こうした重複人事を生んだのであろう。

(25) 前掲眞田家記・前掲復古記・第十一冊・三二四頁。

(26) 前掲縣史は「是ヲ本縣立廳ノ始トス」(第一卷・一頁)とする。それがためか、海江田を山梨縣の初代知事とする説もあり(例えば前掲甲斐史・四二三頁、前掲東山梨郡誌・三〇四頁、「北巨摩郡誌」・一九頁、「東八代郡誌」・一五三頁等)、またそれに對しては「海江田を以て初代知事となす説あるも、柳原知事の代理にして、正式の任命にあらず」(前掲北都留郡誌・一三二頁)との反駁もある。ここにいう「知事」は地方長官の意味であるが、それならば、むしろ東海道軍によつて任命され、後に本文中で述べるごとく、形式的には一應甲斐一圓の行政權(田安領をのぞく)を掌握した水野出羽守を以て初代とすべきではなからうか。海江田は單なる進駐軍先鋒の隊長にすぎず、また柳原は後に本文中で述べるごとく、はじめは明治新政府から派遣された代表者であり、また正式に鎮撫府を開いて施政の責任者となつたのは、水野城代罷免後だからである。

(27) 前掲水野家記・前掲復古記・第九冊・三〇四頁、前掲見聞日記・前掲志料集成・第七卷・三一五頁。

(28) 前掲先鋒記・前掲復古記・第九冊・三二六頁―三二七頁。

(29) 「復古記」の編者は、柳原の甲府到着日を二十三日とする（前掲復古記・第九冊・三四〇頁）。この説を採る文献は多い（例えば前掲
峡中沿革史・前掲志料集成・第七卷・三五一頁、前掲縣史・第一卷・二頁、三一頁、前掲六十年史・九七頁、前掲甲斐史・四二二頁等）。

しかし、前掲見聞日記には「廿四日駿州沼津口より柳原少將御着之由而前日より盛砂掃除致し町中嚴重之事に候、柳原殿御着……金子町
尊跡寺旅宿に相成候事」（前掲志料集成・第七卷・三一五頁）（傍點）とある。いまいちおう「廿三日」説にしたがい、疑をのこしておく。

(30) 職制は、前掲縣史・第一卷・二五四頁以下、水野城代の施政に關する伺および柳原副總督の指令は、前掲復古記・第九冊・三六七頁
以下参照。

(31) 前掲水野家記・前掲復古記・第九冊・三四一頁。

(32) 前掲見聞日記・前掲志料集成・第七卷・三一八頁。

(33) 「東征總督記」・前掲復古記・第九冊・三九七頁。

(34) 「復古記」は「林忠崇私記」をはじめ、その他の資料にもとづき、この一派の行動を詳しく傳えている（第九冊・七七六頁以下参照）。
なお「木更津郷土誌」（昭和二十七年）八七頁以下参照。

(35) 前掲六十年史・九九頁―一〇〇頁。

(36) 前掲總督記・前掲復古記・第十冊・九頁。

(37) 前掲先鋒記、前掲水野家記、「細川護久家記」・前掲復古記・第十冊・一五頁―一六頁。なお、安場の手記によると、林一黨の追討に
ついて「町奉行中山及び城代水野の老臣等異議あり」「鎮府の議一定せず、甲州の守覺東なきを以て、單身東京に歸り、其の事情を陳ず」
とある（安場咬菜・父母の追憶・八頁）。

(38) 「柳原前光事蹟」、「甲斐鎮撫日誌」・前掲復古記・第十冊・四七頁、八三頁、九五頁。同月九日、水野城代から柳原副總督への報告に
よると、當時、甲府を防備していたのは、中津、松代、高島、高遠、掛川、沼津等の藩兵約七百名とある（「水野忠敬上申書」・前掲書・
一二二頁）。しかし、これには肥後藩兵約三百七十人が洩れているようである（前掲縣史・第一卷・三二三頁、三二五頁）。

(39) 前掲鎮撫日誌、前掲水野家記・前掲復古記・第十冊・一三八頁―一三九頁、前掲縣史・二九一頁以下。

(40) 前掲柳原事蹟・前掲復古記・第十冊・一六八頁。大總督府參謀に任せられた柳原は、五月二十六日に甲州鎮撫の任が、解かれたかど
うかを問合せ、翌々日、大總督府から「大總督府參謀ニテ甲州鎮撫御出張之事ニ候」との回答をえている（前掲總督記・前掲復古記・第

十冊・一七六頁)。

(41) 柳原が「甲州鎮撫」のため、甲府に滞在するにもかかわらず、五月十三日、大總督府は四條隆謨を「甲府表鎮撫使」に任命した。しかし、これは手違いであつたらしく、十五日に至つてそれを取消し、改めて「駿府表鎮撫使」を命じている(「四條隆謨事蹟」・前掲復古記・第五冊・一四五頁—一四六頁)。なお、大總督府の文書には、柳原を「鎮撫使」と稱した例は見當らないが、四條の例からみても、また「行政官記」に「甲府鎮撫使、江戸表ニテ柳原侍從へ被仰付候」(前掲復古記・第五冊・四四八頁)とあることとて、柳原が「鎮撫使」と呼ばれたことは確實であろう。柳原自身も「鎮撫使」と書いているし(元年五月二十六日附伺書・前掲復古記・第十冊・一七五頁)、また彼の官歴書もそうなつている(「百官履歴」上巻・日本史籍協會本・三八四頁)。

(42) 水野城代の免職は「江城日誌」によると、五月二十一日に決定(前掲復古記・第十冊・一九六頁)、その傳達は二十八日附であつた(前掲鎮撫日誌および前掲水野家記・前掲復古記・二八一頁)。

(43) 前掲眞田家記によると、傳達がなかつたとし、その原因を飛脚の事故であろうと推察している。結局、六月二十九日の解任傳達の際(二十八日附)、五月二十一日附任命の書附が共に渡された(前掲復古記・第十冊・一九六頁—一九七頁)。しかし、眞田は前に本文で述べたごとく、幕府から城代に任命されても赴任しなかつた前歴があることとて、傳達されなかつたというのは口實で、實際は、混亂の甲府へ行き城代に就任することを、故意にさけたのかも知れない。

(44) 前掲鎮撫日誌・前掲復古記・第十冊・二〇六頁。

(45) 同前・前掲書・二一九頁—二二三頁。

(46) 同前・前掲書・二四六頁—二四七頁。

(47) 六月一日以前の文書においては、柳原の牙替は「東海道副總督府」または「東海道鎮撫副總督府」などと稱され、わずかに五月二十八日の一文書に「東海道鎮撫府」の名稱が用いられている(前掲復古記・第十冊・二八一頁)。鎮撫府の名が全ての發令文書に使用されるようになったのは、六月一日以降である。したがつて前掲縣史の一記事に「六月朔日……鎮撫府廳ヲ開キ國政ヲ處決ス」(第一卷・二九五頁)とあるごとく、鎮撫府の開設は、その日であつたとみるべきであろう。しかし、前掲縣史の説明は、大部分の個所が六月一日以前においても「鎮撫府」の名稱を用い(例えば辰五月水害の説明・第一卷・二〇二頁)、また、「復古記」の編者も五月二十一日水野城代罷免以後の記事において「甲斐鎮撫府」の名稱を使用している(前掲復古記・第十冊・一一頁以下目次参照)。これらの用語例は正確ではないと私は考えたい。

(48) 前掲縣史・第一卷・二六〇頁。

(49) 前掲甲斐史・四二二頁、前掲東八代郡誌・一四九頁、前掲北巨摩郡誌・一八頁、前掲北都留郡誌・一三二頁、前掲東山梨郡誌・二八〇頁、前掲南都留郡誌・七一頁。

(50) 前掲職務補任録・上巻・四四五頁。「明治史要」には「故アリ任ニ赴カス」(上巻・七九頁)とのみあり、赴任しなかつた理由は明らかでない。

(51) 前掲縣史・第一巻・二六〇頁―二六一頁。

(52) 前掲書・二頁。伏谷、村田は従前からの柳原の參謀であり、林だけが新任である。

(53) 前掲柳原事蹟・前掲復古記・第十冊・三一―三二頁。明治初年以來、地方廳を「政府」と呼ぶ場合があつた。中央政府に對して地方政府の意味である(宮武外骨「府藩縣制史」・三四頁)。

(54) 前掲映中沿革史・前掲志料集成・第七巻・三五二頁。

(55) 前掲縣史・第一巻・一一二頁、一四六頁、一五〇頁、一五三頁、一五六頁、一九二頁等。

(56) 前掲鎮撫日誌、前掲柳原事蹟・前掲復古記・第十冊・三四二頁、四一六頁。

(57) 前掲縣史・第一巻・三〇四頁以下。

(58) 前掲書・二六五頁。

(59) 「三條家叢書」および前掲鎮撫日誌・前掲復古記・第十冊・七二八頁―七三〇頁。

(60) 前掲縣史・第一巻・二六五頁。

(61)(62) 前掲書・二七〇頁―二七一頁。徳川時代の甲府勤番支配も、甲州三代官所支配所の者に、吟味權をもつ場合があつた(平松義郎「近世刑事訴訟法の研究」・四九七頁―四九八頁)。そうした慣行が、ここに生かされたのであろう。

(63) 前掲書・二七一頁。

(64) 前掲甲府略志によると、十月に町差配は廢止され、十一月に市政局が設けられ、名倉が假に局長であつたといふ(一七〇頁)。ところが、前掲市制六十年史には、市制局をおき、町差配名倉予何人を長とした(一〇二頁)とある。しかし、同年十月、市政局設置の際、國中取締あるいは無宿人の裁判管轄の件で、町差配への通達もあり(註61所引の文書)、また同年十二月十二日、甲斐府判事から町人表彰に關する件を町差配に通達した文書も存在するから(前掲縣史・第一巻・一〇五頁)、町差配の名稱が市政局設置以後も存続したことは確實とみられる。とすると、町差配が廢され市政局が設けられたといふのは誤りで、従前の町差配が、新設の市政局の長の地位になつたとする説が正しいとしなければならない。前掲縣史の十月二十七日の條に「町差配局ヲ鎮撫府ニ併ス」(第一巻・二六九頁)とあるは、

その意味に理解される。因みに、「町差配局」という名稱が、固有の役所名であつたのか、あるいは縣史の編者の呼稱であつたのかは明らかでないが、おそらく後者であらう。なお、三の註(25) 参照。

(65) 前掲縣史・第一卷・二七三頁。

(66) 甲斐府創設、三縣の廢止、それに伴う柳原鎮撫使の解職、滋野井知府事の任命など、すべて十月二十八日であるが(前掲復古記・第十册・九一三頁、前掲顯要職務補任録・上卷・五一〇頁、「柳原履歴」・前掲百官履歴・上卷・三八四頁)、創府に關する行政官指令の日附は本文のごとく、十一月五日であり、また實際の開廳は十一月十二日(郡政局も同じ)であつたため(前掲縣史・第一卷・二七三頁、二八八頁)、甲斐府創設を「十一月」とする文献も多い(前掲甲斐史・四二二頁、前掲市制六十年史・一〇一頁、前掲甲府略志・一六六頁等)。

(67) 前掲明治史要・上卷・一五五頁。「甲府城守」は、それまで空位であつた甲府城代の改名である。この時期になつてもなおさうした職名をのこしているのは、武装兵力の統括者たる「城守」(城代)と、地方官たる「縣知事」とは別個に觀念されたためであらう。

(68) 家制度研究会編「地方體制と戶籍制度——山梨縣の場合——」・八九頁。

(69) 田安領一揆については、これまでも種々の文献があるが(例えば、土屋喬雄、小野道夫編「明治初年農民騷擾録」・一七六頁以下、「山梨縣政五十年誌」・九九頁以下等)、最近、有泉貞夫氏が精細な研究を發表されている(「明治二年田安領一揆について」・甲斐史學等十一號・八頁以下)。

(70) 廢藩置縣の結果、地方統治機構から兵權は完全に分離した。甲斐においては、廢藩置縣前から、護衛隊、隆武隊、護國隊などの武装兵力を逐次解散し、三年十二月までに全て消滅した(前掲縣史・第一卷・三一七頁以下)。甲府縣知事の「甲府城守」兼任は、この時以來、實質的な意味を失つていた。それがため、山梨縣令は甲府縣知事の場合とは異なり「甲府城守」を兼ねなかつたのである。

三 刑事法

——御定書の修正を中心として——

甲斐の國は、徳川時代から殺伐な氣風のところとして知られていた。寶曆年間の「裏見寒話」にも「此の國の氣質不直にして、人と争ひて死を忘れ、上は下を愛せず、下は上を敬せず、道理不辨にして、却て恨みを含み……傍若無人なる事多しといへり」とある。明治の評論家山路愛山は、荒涼たる甲州の風物と氣候にその原因をもとめ、そして「國民の性格は一言

にして曰へば、人生の修羅闘場たる意義を極めて露骨に體得したるものなり」と評している。寔に、博奕の一般的な流行と、はげしいけんか、鬪争の頻發は、甲斐の名物であつた。明治元年五月、甲斐御嶽山の神主内藤讚岐が明治新政府へ提出した上申書に「實以傍若無人之風儀、六十餘州比類有之間敷無道之國風ニ御座候」といい、また「峡中沿革史」が「由來、甲斐國は傳て難治と稱せり」と述べている所以である。

明治維新の動亂に際し、從來からも治安狀況のよくなかつた甲斐地方が、どんなに混亂したかは推察にかたくな。甲府周邊は、前節で述べたごとく、明治政府軍、幕府軍双方からはげしい攻防の衝點となつたこととて、一般の治安は、おそろく一時的には無秩序の狀態を現出したことであろう。當時の狀況を、前掲峡中沿革史は、次のように傳えている。

維新當初の有様、當時山梨一般の有様の殆んど筆紙に盡す能はず……喧嘩賭博は殆ど絶えず。譬ば道樂者と稱へ徒黨を結び長脇指を挟み、長槍を提げ、白日闔巷の間を嘯聚横行し、同氣集まるときは、直に骰を投じ牌を擲ち奇を呼び偶を叫ぶ。異類相觸るゝときは、忽ち争鬪を起し、互に相陷害す。其毒焰極めて熾盛なり。……盜賊惡徒は益黨を組み同類を嘯集して市在を横行奪略し、良民を害する等の騒もあり、旁上下人心離々洵々日夜安堵せず、世は茲に切迫したりと知られたり。

このような狀況のもとで、幕府側の退去後、新施政機關（城代―鎮撫使―甲斐府知事）あるいはその下部機構（三代官―三知縣事―三郡政局管長。町奉行―町差配―市政局長としての町差配）が、どのような治安對策を講じ、そしてどのような成果をあげたか。また、あたらしい刑事立法への動きがあつたかどうか。當時の資料は、残されている記録がきわめてすくなく、詳細を知りえない。わずかに、賄賂請托の禁令（三月十四日、水野城代）、郷貫不明者の止宿の禁令（七月十一日、町差配）、博奕の禁令（八月五日、鎮撫府）、不正品の買入買取の禁令（九月十五日、鎮撫府）、賣淫の禁令（十一月二十二日、町差配）、墮胎の禁令（十二月二十九日、甲斐府）などが出されたことが判明しているが、これらもそれぞれの事項についての禁止を命じただけであつて、とくに刑事新立法と稱すべきものでもない。ただ、この中で多少注意を要するのは、博奕の禁令である。徳川時代から

博奕の流行は、全國的な問題であつたが、とくに甲斐地方は前述のごとくその流行がひどく、内藤讃岐の前掲上申書にも「國中村々大小百姓共ニ至迄、博奕イタシ候者ハ九分通ニテ、自然農事怠惰相成、既ニ長百姓宅ニライテ致博奕、勝負金銀取引之儀モ、甚敷ニ至候テハ年貢上納金ニテ致勘定、右辨納金之タメニ田地家作屋敷等ヲ致賣却……一村疲弊ニ及フニ隨ヒ、人氣逆立、謀計相企、無謂儀申掛、爭論等ニ及、互ニ遺恨相重リ、亂村ト相成候儀ニテ、當今右様之村方多分ニ有之候事」と、當時の状況を如實に述べている。鎮撫府が、開設早々の八月五日、その禁令を發したのは、餘程の必要にせまられた結果であらう。その内容は次の通りである。⁽¹³⁾

一 博奕之儀ハ元來不正ノ所爲殊ニ人心ヲ惑溺シ風化ニ差障候間決テ致聞敷候當國之儀ハ別テ博徒ト申者有之趣相聞候以來博事取締之宿致候者ハ居宅缺所組合過料可申付並野外等ニテ町在ノ者共右等之儀ニ携候者有之候ハ、早速可届出若隱居或ハ内濟等ニテ其儘捨置候様之儀有之候ハ、市在名主始メ屹度迷惑ニ可及候無宿之博徒村内町内ニ差置候儀決テ不相成若當時居合無宿之者有之候ハ、其村其町ニテ取押置夫々支配へ可届出候事

一 博事致居候處ヲ取押致シ届出候者ハ其節取拵候金錢之半數爲賞可被下候事

右之趣未々迄不洩様布告可有之旨御沙汰候事

八月

鎮撫府 參 謀

寺社總括中 町差配中 赤松孫太郎殿 成澤勘左衛門殿 石田守人殿

さらに翌九月制定の「村方の法度」にも「博奕、かるた惣而賭の勝負堅く禁制之事。若し違反之者有之歟、又は右之宿致候もの有之ば重き咎可申付事」という文言がみられ、また十一月二十二日、市政局の「市中名主一統へ申渡書」にも「博奕之儀ハ兼テ嚴重御禁制ニ候間心得違無之咎ニハ候へ共萬一風ト出來心ニテ賭博致候者有之哉モ難計就テハ町内限り名主ヨリ此上嚴敷申渡可置候事」とある。⁽¹⁴⁾ 縣史の編者は、こうした禁令の効果について「鎮撫府其弊ノ小ナラサルヲ慮ルアリ是ニ至⁽¹⁵⁾

テ嚴ニ此禁ヲ設ク是ヨリシテ其跡漸々滅スル有ルヲ得タリ⁽¹⁶⁾と述べているが、しかし、滔々たる從來の風習を、一片の禁令を以て早急に防壓しえたとは考えられない。後に述べる犯罪統計によると、「徒流」以上の處刑者の中には博奕犯の者は皆無である。笞杖の處刑者をすべて博奕犯であつたと假定しても、その數は十人に達しない。これは取締の不行届を示すものであろう。この状況から推察すれば、博奕禁令の効果は、甚だ疑わしいのである。

犯罪檢舉の不徹底は、ひとり博奕犯のみならず、他の犯罪についても、同様であつたにちがいない。次のごとく、元年度の處刑數として知られるものは、全體として二年度以降に比較し、餘りにも僅少だからである。

引廻シノ上 斬 二人 打首 五人 梟首 四人

剃髮追放 四人 扶持召上ケ庶人ニ下シ蟄居 一人 蟄居 二人 減祿 一人 除族 二人

徒流 三人 杖罪 二人 笞罪 五人 三日曝 四人

合計三五人 別ニ未決六二人(内病死一一人)

この中には、維新の混亂に乗じた政治犯の斬首三名および剃髮追放四名をふくむ⁽¹⁸⁾。したがつて一般犯罪についての死刑は梟首および打首(斬)合せて八名である。これらは、すべて強盜であり、その中の二名は濱松藩兵が捕え、東海道鎮撫副總督府の指令(五月十一日)をうけて處刑したものの、他の六名は町差配より具申し(六月十九日、七月八日)、鎮撫府の指令をうけて處刑したものである。徒流三名は、いずれも盜賊で、町差配より具申し(十月十七日)、鎮撫府の指令をうけたものであるが、その具申書に「徒罪ニテハ輕キニシシ流罪ニテハ當時節柄御不都合ニ御座候故本文徒流ト相認申候」とあることからみると、「徒流」というのは、おそらく無期の拘禁刑を意味したのであろう。なお、この時期において、町差配に「徒罪」の構想がすでにあつたことは注目していい。蟄居、減祿、除族は、いずれも町與力、護衛隊士、舊勤番士らを、鎮撫府自ら處刑したものである⁽¹⁹⁾。杖罪以下については、犯罪の種類その他詳しいことは一切わからない。

この統計の中で、徒流以上の處刑には、明らかに代官—知縣事—郡政局管長關係のものが、ふくまれていない點は注意を要する。彼等がそうした重罪犯を專斷で處刑したとは考えられないから、その原因は、そうした重罪に該當する犯罪が發生しなかつたのか、あるいはそうした犯罪はあつても檢舉者が皆無であつたのか、どちらかである。おそらく後者であろう。

次に、杖罪以下の處刑數の中に、彼等の處罰したものをふくんでいるかどうか。この點は、記録の上からは明らかでないので、他の方面から推測する手段しかない。徳川時代における代官の裁判管轄、とくに裁判專決可能範圍の問題は、今日、法制史家の間にも定説をみないが、平松義郎博士の説によると、代官には原則として手限の仕置權はなく、ただ寛政六年（二七九四年）以降、軽い博奕罪すなわち重敵、敵、手鎖、過料等を科すべきものについては、勘定奉行への伺出を必要とせず、手限仕置權があたえられたとしておられる⁽²⁰⁾。さらに石井良助博士の説によると、幕末の代官は、急度叱と過料は、勘定奉行の指圖をうけることなく專決できたとされている⁽²¹⁾。こうした慣行は、維新後の甲府周邊三代官およびその後身である三知縣事—三郡政局長にも受けつがれたとみていい。すなわち博奕については重敵以下の處刑、その他の犯罪については、叱、過料を科すべきもの限り、從來の勘定奉行に代つて、あらたに彼等の直屬上官となつた甲府城代—鎮撫使—甲斐府知事の指圖なしに、彼等が專斷で科刑したものと思われる⁽²²⁾。とすれば、前掲の統計には、三代官—三知縣事—三郡政局管長管下のそうした輕罪に關する處刑數はふくまれていないとみるべきであろう。

このように、前掲の統計は、主として市政局（町差配）關係の處刑數であり、郡政局關係（代官、知縣事）のそれはふくまれていないことが、明らかになつたであろう。すなわち三月以降、鎮撫府（同府開設前の鎮撫使時代をふくむ）あるいは甲斐府が、直接、間接にタッチした處刑數ばかりであつたとみられる（城代の指圖をうけたものは實例がない）。しかし、それにしても、餘りにも數がすくない。維新後の混亂期に際し、犯罪數は激増したと思われるにもかかわらず、檢舉數のこのような微弱さは、施政の立て直しに寧日なき市政局（町差配）が、犯罪の檢舉にまでは十分手がまわらなかつたためであろう。また、

當時、明治政府の地位はかならずしも安定せず、不安と動搖にかられた市政局の役人達が、職務の執行に熱意を失つていたであろうことも、大きく作用したにちがいない。前にも述べたように代官―知縣事―郡政局管長が重罪犯を検舉していない點にも、同様の事情が考えられる。要するに、前掲統計の僅少な數字は、世情混亂期における犯罪檢舉率の異常な低調さを物語るものといえよう。

明治元年の後半にいたるや、明治政府は、刑事に關するあたらしい取扱いを、全國の府、縣、藩に指示した。すなわち十月晦日の行政官布達がそれである（本稿・はしがき参照）。江戸に近い甲斐府へは、この布達はおそくとも十一月初旬頃までには到達し、そして直接刑事裁判の衝に當つていた町差配、三郡政局管長にも下達されたにちがいない。しかし、この布達に即應し、従前の御定書に修正を加え、なんらかの形式の遵則をあたらしく作成せんとする氣配は、元年度中の甲斐においては全くみられない。刑事法に關しては、流刑が「時節柄不都合」という理由から中止され、前にも一言したごとく「徒流」というあたらしい刑種を創設したにとどまり、⁽²⁸⁾その他の點では、従前の御定書がそのまま現行法として生きていたのである。明治政府の前掲布達にもとづき、御定書を修正せんとする動きがようやくやくみられるに至つたのは、その布達の後ち約六月を経た翌二年四月であつた。すなわち、三郡政局および市政局合議の上、刑事裁判の遵則についての問合せを行い、甲斐府の指令をうけたのである。その内容は、次の通りである。⁽²⁴⁾

前註　ゴチで組んだ部分が甲斐府の指令である。

三部郡政局及ヒ市政局通署刑律ノ稟議

刑法ノ儀ハ新律御布令迄ハ故幕府ヘ御委任ノ刑律ニ仍其中磔刑ハ君父ヲ弑スル大逆ニ限リ其他重罪及ヒ焚刑ヲ梟首ニ換追放所拂ハ徒刑ニ換流刑ハ蝦夷地ニ限リ尤彼地御制度相立候迄ハ先ツ舊律ニ仍取計可申且竊盜百兩以下罪不至死ニ樣略御決定相成候趣ニ付私共所部市在ノ内犯罪ノ者有之節ハ其情實篤ト糺明ノ上舊例ヲモ取調相伺夫々御仕置申付候儀ニテ刑律ノ儀ハ生死ノ所關係牧民職務中最心力ヲ盡シ候儀ニ御座

候處追々新律被爲立候趣ニ傳承然ル上ハ右ヲ不心得候テハ自然不都合モ生シ可申尤逸々伺ノ上取計候ニ付些末ノ儀ハ兎ニ角其大概ハ何レニモ辨居不申候テハ取調候ニモ見込相立兼候ニ付左ニ奉伺候

君父ヲ弑スル者

二日晒一日引廻シ礙

同爲手負候者

晒ノ上礙

君父ニ次候目上者ヲ及殺害候者

引廻シ獄門

同爲手負候者

引廻シ死罪

火附

引廻シ獄門

強盜人ヲ殺候者

右同斷

喧嘩等ニテ人ヲ殺候者

其情實ニ因リ刑罰異同可有之事

強盜

斬首

百兩以上竊盜

右同斷

強姦

舊幕府ニテ強淫ハ有夫ノ女無夫ノ女トノ差別ナク死罪ニ處シ候様承リ居候此等モ追々御改正可相成先夫迄ハ仍舊候事

右ノ類ハ死刑以上ノ見込ヲ以取調可申哉

窃盜五拾兩以上百兩以下

徒刑

同貳拾兩以上五拾兩以下

笞百

同壹兩以上貳拾兩以下

同五拾

同壹兩以下並欲盜未得盜者

同貳拾

管刑ハ舊幕律ニ仍百敵五拾敵兩數ニ限候ニ付壹兩以下ノ窃盜無餘儘五拾敵ノ事

右百兩以下窃盜ハ書面ノ見込ヲ以取調可申哉且舊幕中ハメリヲ固辭明又ハ家藏ヲ破惣テ平生出入不致場所ヨリ忍入盜致候者ノ類ハ金錢雜物多少ノ無差別死刑ニ處シ候儀ニハ候ヘ共以來ハメリヲ固辭明候様ノ類ニテモ其情實得ト糺明ノ上全一旦ノ心得違ヨリ仕成候儀ニテ白刃ヲ搏挿入強盜致シ候類トハ格別品輕類ハ矢張前書同等ノ當リヲ以取調可申哉

戸メリヲ固辭明ケ候テモ強盜ニ無之分ハ贖數百兩以下ハ不至死候事

一 死刑ノ儀ハ鼻首刎首絞首ト三等ニ分ケ絞首ハ至秋季一時ニ可刑旨ノ新律被爲立候趣ニ付右ハ刎首ヨリ品輕流刑ヨリ格別重程ノ罪狀有之モノ絞首ノ見込ヲ以取調可申哉且絞首御仕置仕形ノ儀兼テ爲心得御達御座候様仕度候

舊ニ仍鼻首斬首ニ條ニ候事

一 流刑ノ儀ハ七年五年三年ト三等ニ御定相成候哉ノ趣ニ付前々遠島申付來候程ノ者其輕重ニ寄夫々ノ見込ヲ附相伺可申哉

流刑ハ蝦夷地ノ御制度相立候迄流刑ノ分牢内可差置年限ノ儀ハ追テ可相達候事

一 徒刑ノ儀ハ二年一年半一年ト是亦三等ニ御定相成候哉ノ趣ニ付前々重中輕追放江戸拂所拂等申付來候程ノ者其罪ノ輕重ニ寄夫々見込ヲ附相伺可申哉

一年一年半二年三年ノ五等ト假取極候事

一 前々追放刑以上ハ夫々段階ヲ附闕所申付來候處右刑御廢止相成候上ハ流罪以上闕所ノ見込ヲ以取調可申哉

流刑ハ勿論徒刑ノ分モ等級ヲ立關所可申付事

右ハ新律ノ儀未タ御達相成不申候處前書ニモ申上候通御決定相成候ヲ不辨候テハ見込違等出來不都合ヲ生シ可申ニ付可相成御儀ニ御座候
ハ、新律御決定相成候丈ケハ其時々御達御座候様仕度差向前ケ條ノ儀ハ知縣事務局其外ノ振合略承候次第ニ御座候ニ付申上候儀ニ御座候間
廉限御差圖被成下候様仕度依之奉伺候以上

巳四月

赤松孫太郎

成澤勘左衛門

石田守人

久保嶋豪藏

刑律ノ儀云々ヨリ窃盜百兩以下罪不至死ニ至ル迄ハ舊冬ノ御布令其餘答徒流死四刑各三等云々ハ昨夏中假ノ刑律御布令ニ相成候事故矢張
舊冬ノ御布令通大抵舊幕府へ御委任ノ通りノ刑律ニ仍ル方可然尤朝廷御多端ノ折柄東西兩京ノ御布令齟齬ノ分モ有之ニ付追々東京へ可相
伺夫迄ノ處先々附紙ノ通取極候事

四月

赤松、成澤、石田は前節で述べたごとく、三郡政局の責任者であり、久保嶋は、二年一月以來、名倉の後任として市政局
の責任者であつた。⁽²⁶⁾

この「稟議」の前文によれば、明らかに明治政府の前掲達の趣旨に則り、重要犯罪と、窃盜のごとき發生度の高いと思わ
れる犯罪について、加刑の基準と刑の種類を伺ひたものである。ところで、個々の事項についての「稟議」の中に、當時
刑法官部内で假の刑事法として用いていた「假律」⁽²⁶⁾あるいは東京府へ指令されたと思われる元年十一月十三日の「達」⁽²⁷⁾の内
容を、郡政局あるいは市政局關係者が明らかに知つていたと思われる證據をのこしている點は、注目すべきことであらう。
すなわち「死刑ノ儀ハ梟首刎首絞首ト三等ニ分ケ云々」「流刑ノ儀ハ七年五年三年ト三等ニ御定相成候哉ノ趣ニ付云々」「徒

刑之儀ハ二年一年半一年ト是亦三等ニ御定相成候哉ノ趣ニ付云々」とある點および百兩以下の窃盜に對する刑の配分は、すべて假律(名例)あるいは十一月十三日「達」の内容を指している。假律は刑法事務局(元年二月三日設)において立案され、刑法官(同年閏四月二十一日設)の時代にも部分的に修正されつつ部内の刑事遵則とされたものであり、部外に公布された法典ではない。十一月十三日の「達」は、前掲の十月晦日の行政官布達の意味をおそらくは敷衍するために東京府へ傳達されたもので、その内容は假律の重要部分を要約したものであつた。⁽²⁸⁾ 郡政局、市政局關係者が知つていたのは、假律かあるいは十一月十三日の「達」か、それともその双方を知つていたのか。いずれとも早急には斷定できないが、すくなくとも十一月十三日「達」を知つていたことは、次の理由によつて推定できる。

(一)「稟議」の中に「絞首ハ至秋季一時ニ可刑官ノ新律被爲立候趣云々」とあるが、こうした規定は假律にはなく、十一月十三日「達」にだけみられる文言である。

(二)百兩以下の窃盜に對する刑の配分に關する「稟議」の記述は、次のごとく假律よりも十一月十三日「達」のそれに近い。

郡政局 市政局の稟議	十一月十三日の達	假律(窃盜)
窃盜五拾兩以上百兩以下 徒 刑	強盜、百兩以上窃盜、強姦 刎 首	百兩以下 徒二年
同貳拾兩以上五拾兩以下 答 百	窃盜五拾兩以上 徒 罪	八十兩以下 徒一年半
同壹兩以上貳拾兩以下 同五拾	同二十兩以上 答 百	六十兩以下 徒一年
同壹兩以下並欲盜未得盜者 同貳拾	同一兩以上 答五十	五十兩以下 答 百
	同一兩以下 答二十	二十兩以下 答二十
	欲盜未得盜者亦同	凡窃盜既ニ行フト雖モ未盜得サレハ答二十
		十 若贓數右ニ踰ヘ其情重キモノハ臨時判決

この三つの内容は、實質的にはほとんど同じであるが、「稟議」の記述の仕方からみると、假律を直接に要約したというよりは、むしろ十一月十三日の「達」をもとにしたと思われる。

この私の推測が正しいとすれば、郡政局、市政局關係者は、十一月十三日東京府への「達」の内容を何等かの方法で知り（おそらく東京府斷獄方の役人からでも聞いたのであろう）、それを「稟議」の中におりこんだものといえよう。

こうした稟議に對する甲斐府の指令をみるに、十一月十三日「達」については直接ふれていないので、指令者がその「達」を知っていたかどうかは明らかでない。しかし、その「達」の主要な内容をなしている「四刑各三等」の原則（管徒流死の四刑をそれぞれ三段階に分ける）が、假律の原則であることを、指令者は知っていたと思われる。指令の中で「四刑各三等云々ハ昨夏中假ノ刑律御布令⁽²⁹⁾」と述べているからである（假律は元年八月以前に一應完成した法典であつた）。そして指令の趣旨は、そうした假律よりも「舊冬ノ御布令」すなわち十月晦日の前掲行政官布達の方を重視し、そのわく内で若干のあたらしい措置を指示せんとするにあつたのである⁽³⁰⁾。したがつて四刑三等の原則は採用せず、死刑については梟斬の二種、徒刑については一年以上三年までの五段階、また百兩以下の窃盜についても、假律あるいは十一月十三日「達」とは異なり「百兩五拾兩數」のみを指令したのである。なお、假律が部外に公布されたものでなかつたことは前にも一言したが、そうした法典を、甲斐府當局者がなぜ知っていたかという疑問を生ずるかもしれない。しかし、そうした疑問は、當時の甲斐府指令の多くが、判事土肥謙藏の擔當したものであることを思えば、ただちに氷解するであらう⁽³¹⁾。土肥は二年二月二十二日に刑法官判事（元年閏四月二十二日—二年一月二十五日）から甲斐府判事に轉出してきた人であり、當然、假律の内容は熟知していた筈だからである⁽³²⁾⁽³⁴⁾。

かくして、甲斐府においても、維新後はじめて刑事裁判の遵則が「甲斐府指令」の形で確立した。十月晦日行政官布達の指示にしたがい、「舊幕府へ御委任通りノ刑律」すなわち御定書の存続を原則的にみとめ、その布達のわく内にて御定書の

内容の一部變更を行つたわけである。いいかえると、指令の範圍外においては、御定書が従前通り生きていたのである。十月晦日の行政官布達は、前にも述べたごとく、かならずしも即時に全國的實施をみたものではないが、政府の直轄領たる府、縣においては藩の場合に比較すると、割合早急に遵守、施行された。甲斐府の場合もまたその例にもれなかつたのである。同じく直轄領たる東京府、⁽⁸⁵⁾神奈川縣においては、⁽⁸⁶⁾行政官布達の趣旨をもとにして御定書の逐條的修正を試み、一種の假法典ともいふべきものを制定、實施しているが、それらに比較すると、甲斐府における行政官布達の受け入れ姿勢は、多少消極的であり、また整頓の度合においても遜色をまぬがれない。御定書の逐條的検討と修正をとりまとめたものではなかつたからである。しかし、それもまた行政官布達受け入れの一タイプではあつたのである。なお、神奈川縣では、あたらしい措置を刑法官に伺出で許可をえて實施し、また東京府でもそれを刑法官へ上申しているが、甲斐府の場合はそうした記録が残つていない。もしも刑法官へとくに具申しなかつたとすれば、十月晦日布達のわく内の措置であるから、伺いの必要なしと判断したのであらう。

刑事に關する一般的遵則が決定された翌月、三郡政局は「博奕筋御仕置ノ儀ニ付見込申上候書付」⁽⁸⁷⁾を甲斐府へ提出した。郡政局がようやく博奕犯對策にのりだしたわけである。この「書付」は、各種博奕犯に對する科刑の意見を述べたものであつたが、甲斐府では、土肥判事の名を以て「商議ノ上猶見込ノ趣可被申越候事」と、五月十五日に三郡政局管長宛に差し戻した。⁽⁸⁸⁾なお一層の検討を命じたのである。三郡政局は、その意見にしたがい、さらに整頓した稟議をつづいて提出した。この稟議書は、寛政年間に、時の甲州三代官小笠原仁左衛門（甲府）、川崎平右衛門（石和）、榊原小兵衛（市川）等が、幕府へ伺出で裁許された箇條をも書きそえた詳細なものである。⁽⁸⁹⁾甲斐府はこれに對し逐條的な指令をあたえ、且つ「博徒御仕置申付一ヶ月分取束月末ニ可相届品替候類ハ其度々可伺出候事」と指示した。⁽⁹⁰⁾そして翌六月四日、甲斐府はこれらの指令を「博奕御仕置ノ事」として取りまとめ、刑法官へ具申した。その内容は次の通りである。⁽⁹¹⁾

當國ハ從來風俗不善博奕盛行 御一新後嚴重ノ取締有之昨年來博徒共道々離散致候得共此節猶有之格外ノ處置無之テハ決テ難禁候條舊幕府
へ御委任ノ刑律ニ基キ博奕御仕置別紙ノ通取計且當七月以前ノ舊惡ハ差免シ自新ノ道ヲ爲開申度仍之別紙相添此段相同候也

六月 日

甲 斐 府

刑法官

博奕御仕置ノ事

- 一 博奕筒取貸元致シ候者
- 一 武家屋敷ニテ博奕打候者
- 一 手目博奕打候者
- 一 右宿致シ候者
- 一 仲ケ間ノ者へ金子合
力ノ爲ト申博奕相催シ合力金ノ内々證ニテ自分モ配分取候者

右 流罪

- 一 廻リ筒ニテ三度以上博奕打候者

右 徒刑二年半

- 一 惡簾ヲ作り博奕打候者

右 入墨ノ上百敲

- 一 廻リ筒ニテ三度以下博奕打候者
- 一 寶引讀カルタノ類五拾文以上ノ賭錢致シ候者同宿致候者

右 百敲

- 一 寶引讀カルタノ類五拾文以下ノ賭錢致候者同宿致シ候者

右 五拾敲

- 一 博奕宿並筒取致候者ノ家主

右 過料ノ上手鎖

- 一 博奕宿並筒取致シ候者ノ地主

右 屋敷取上

一 博奕宿ノ兩隣並名主年寄五人組ノ者

右 過料

右ノ通候間當七月以前ノ舊惡ハ可差免七月以後迄モ不相止族於有之ハ何者ニテモ其最寄ノ郡政局並市政局へ密々可訴出候急度御褒美可被下タトへ同類ノ内タリトモ於訴出ハ自分ノ舊惡ハ差免シ其上相應ノ御褒美可被下候事右ノ趣可相心得萬一科無キ者意趣ヲ以申出ルニ於テハ吟味ノ上急度可申付者也

巳六月

これは、一種の刑事單行法を制定したものとみていい。その内容は、追放を徒刑に代えた以外は、ほとんど徳川時代からの慣行によつてゐる。なお、「右之通」以下の文章から判断すると、一般に公示したようにも思われる。もしもそうならば、流行の博奕を彈壓するため、異例の手段を採つたものといえよう。

その後、明治三年の末に至るまで、甲斐においては、刑事に關するあたらしい規則の制定はみあたらない。したがつて、二年四月以降、三年の末までの期間の甲斐府、甲府縣における刑事裁判の準據法は、御定書に加うるに、二年四月の刑事に關する「甲斐府指令」と二年六月の「博奕御仕置ノ事」の二つであつたとみていい。次に、これらによつて處罰された犯罪數とその内容を、統計にもとづいて検討してみよう。まず明治二年の統計は次の通りである。⁽⁴²⁾

死骸磔	一人	引廻シノ上	獄門	二人	梟首	一人	斬	三人	流	七年	八人	流	五年	一人	流	(刑期不明)	二人											
徒	三年	二人	徒	二年半	六人	徒	二年	一人	徒	一年半	二人	徒	場役夫	五人														
蝨	居	一人	禁錮	三人	手鎖	四人																						
杖	一七	二人	笞	一	一人	免職	五	人	贖罪	一	五	人	禁獄	一	人	謹慎	一	一	人	押込	五	人	呵責	七	六	人	過	
料	錢	二	人	利	德	金	取	上	ケ	二	人																	
合	計	三	四	二	八																							

明治初年の甲斐における刑事法と行刑

この二年度の統計の内容について、注目すべきは次の點である。

(一) 元年十月晦日の行政官布達は、前述のごとく「死刑ハ勅裁ヲ經候條府藩縣共刑法官へ可伺出」としていたが、二年四月、甲府山崎仕置場にて處刑(引廻し獄門)された殺人犯二名については、甲斐府から刑法官に上申された形跡はない。ところが、九月十日に斬首を執行した二名の者については、甲府縣から刑部省(二年七月八日設、刑法官の後身)に「御差圖ノ通去十日申渡御仕置相濟」と届出ている。この時以來、前掲布達が指示通り實行されたものとみていい。その後は死刑の執行のみならず、死刑を「一等減」じて流刑に處する場合にも、刑部省の指示をうけている。さらに流刑を「一等減」じて徒罪にするに際しても、刑部省の指示をもとめた場合があつた。これは、刑部省の權威、いいかえると明治政府の威令がようやく府縣における司法行政の末端にまで滲透した證據であらう。

(二) 「徒場役夫」以上の處刑の中、大半は各郡政局―支廳(田衛)關係のものであつて、それぞれ甲斐府に具申された上で、斷罪が行われている。杖、笞以下の處刑數に郡政局―支廳關係のものがふくまれているかどうかは明らかでない。しかし手鎖の刑について、市川郡政局から甲斐府に事後報告をしている例もあり、また前に掲げた「博奕御仕置ノ事」によると、一ヵ月ごとに本廳に報告すべきことを指令しているから、郡政局―支廳が「手限仕置權」を行使した場合にも、處刑數だけは事後報告をしたことが考えられる。とすると、二年度の輕罪處刑數は甲斐一圓(田安領をのぞく)のものであつたとみることもできる。

(三) 二年四月の「甲斐府指令」に、徒刑五等制を採用したことは前に述べたが、これによる最初の徒刑宣告が、五月二十五日に行われた。なお徒刑十二人中、半數が博奕犯である。また、「徒場役夫」というのは、元年一月の大赦に該當して放免さるべき筈の者で、無籍のため引渡先のない場合、あるいは啞の犯罪者の場合に行つたもので、徒刑場の使役に供した。一種の保安處分であつたといえる。

次に明治三年の統計を掲げよう。⁽⁵⁰⁾

梟首 七人 斬 二三人 絞 五人
一等流 一人 三等流 八人
徒二年半 九人 徒二年 一人 徒一年半 二人 徒一年 一人 徒(刑期不明) 五人
杖 一五八人 免職 四人 禁錮 一〇人 差扣 一七人 庶人ニ下シ管 一人 除族 一人 手鎖 一二人 過料 一人
一人 謹慎 二八人 呵責 四四人
合計三四八人

この三年後の統計で注意すべきは次の點である。

(一) 前に述べたごとく元年四月の「甲斐府指令」では、絞罪は採用されていない。ところが、二年十一月、強盜犯について甲斐府が「斬首」を上申したのに對して、刑部省が「絞首」を指令したので、はじめて絞首が行われた。これに關しては次の記録が残つている。⁽⁵¹⁾

甲州都留郡上谷村無宿七左衛門御仕置伺刑部省へ差出候處依新律絞罪ト御差圖ニ付器械ハ同省へ問合即今製作中ニ有之然ル處斬絞二刑ハ眞犯死罪雜犯死罪即決秋後決ノ辨別有之候哉御差圖濟ノ上ハ右絞罪モ器械備リ候ハ、速ニ御仕置申付可然哉新律頒布前決兼候ニ付此段相伺候也

庚午十一月

甲 府 縣

辨官 御中

指令

絞罪以上ノ行刑ハ伺濟ノ上即決可致候事

ここに「新律」とあるは、三年十月頃すでに政府部内では完成していた新律綱領を指す。⁽⁵²⁾ したがつて絞罪器械も、綱

領の「絞柱」(綱領獄)の製法が指令されたのであろう。

(二) 死刑のみならず、流刑もすべて刑部省の指令をうけて處刑したようである。「一等流」(二年)、「三等流」(二年)の用語は、新律綱領のそれである。事案はいずれも十一月以降であるから、刑部省はやはり綱領にもとづき指令を發したものであると思われる。

(三) 徒刑以上の處刑で、各支廳關係の分は前年度同様に、縣當局に伺いでた上で行われている。杖刑以下のものはどうか。翌四年一月、新律綱領施行の折、市川支廳からの伺いに「今般新律御達相成候ニ付犯罪管杖刑ニ相該候者……手限御仕置申付其段御届申上徒罪以上犯罪ノ者ハ伺ノ上御差圖ヲ請取計候様仕度云々」とあるに對し、縣は「管杖刑ハ手限仕置申付……可取計事⁽⁵³⁾」と指令した。支廳は從來からの慣行維持を伺いでたものと思われる。とすれば、三年度においても支廳の「手限仕置」について「御届」は行われていたであらう。したがつて、三年度統計の杖刑以下の處刑數には前年度同様に、各支廳關係のものを包含していると推定される。⁽⁵⁴⁾

以上の統計が示すごとく、元年度に比較すると、二年度、三年度は、その犯罪處刑數が、躍進的に増加している。甲府周邊の政情の安定にともない、治安當局の動きが活潑化したことに起因することはいうまでもなからう。

しかし、二年十月から三年十月までの間に「強盜貳百五拾箇所押入窃盜モ準之⁽⁵⁵⁾」という治安の狀況からみれば、それらの檢舉率はまだきわめて不十分であつたといわねばならない。

明治三年十二月二十七日、明治政府は、全國の府、藩、縣に新律綱領を頒布した。新律綱領の施行時期は、前にも述べたごとく、各地方によつてかなりまちまちであるが、甲府縣における施行は、次のごとく翌四年一月であつた。⁽⁵⁶⁾

今般新律御頒布ニ付自今右律ニ依夫々刑法ニ可處就テハ舊律ト輕重異同有之間疑惑無之様小前未々迄無殘可申達候此廻狀村名下令受印刻附ヲ以早々順達廻尾ヨリ可相返者也

辛未正月十四日

ここにおいて、従前の御定書およびその部分的修正法であつた元年四月の「甲斐府指令」あるいは二年六月の「博奕御仕置ノ事」などは一切廢止され、刑事裁判は全て新律綱領によつて行われることになつたのである。

- (1) 「裏見裏話」・前掲志料集成・第三卷・七六頁―七七頁。
- (2) 前掲北巨摩郡誌・三二三頁。
- (3) 前掲復古記・第五冊・四四八頁。
- (4) 前掲峡中沿革史・前掲志料集成・第七卷・三八三頁。
- (5) 前掲書・三二六頁―三三三頁。
- (6) 前掲縣史・第一卷・一五五頁。三月十四日は、水野城代入甲の翌日である。どこから發令されたか明らかでないが、一應、水野城代と推定しておく。しかし、東海道軍の參謀海江田武次であつたかも知れない。
- (7) 前掲縣史・第一卷・三五〇頁。
- (8) 註(13) 参照。
- (9) 前掲縣史・第一卷・三五三頁。これもどこから發令されたか明らかでないが、時期的にみて、一應、鎮撫府と推定しておく。しかし、町差配であつたかも知れない。
- (10) 前掲書・三四二頁。
- (11) 前掲書・一五七頁、三五六頁。産婆への差であるが、甲斐府判事からのものと思われる。
- (12) 前掲復古記・第五冊・四四九頁。
- (13) 前掲縣史・第一卷・三三九頁、三五二頁。但し、三三九頁所載の分には宛名を缺く。なお、甲斐においては、寶永二年(一七〇五年)、柳澤吉保の定めた條目(前掲甲府略志・一〇九頁)あるいは元文二年(一七三七年)十一月、東山梨郡十二カ村寄合で定めた覺書(前掲東山梨郡誌・六四八頁)などに、博奕の嚴禁が唱われていた。
- (14) 前掲甲斐史・四二九頁。
- (15) 前掲縣史・第一卷・三五四頁。
- (16) 前掲書・一五六頁。

- (17) 前掲縣史の元年度「刑罰」(第一卷・八〇頁—一〇三頁)の記録にもとづき作成した。
- (18) 僑勅使事件關係者が一人、小田切八郎事件關係者が六人である。前者は、京都の公卿高松實村が勅使と僞つて入甲した事件(塚原美村「明治變革期に於ける甲斐國の政情」・甲斐史學第一號・一八頁以下、前掲甲斐史・四一四頁以下、前掲峽中沿革史・前掲志料集成・第七卷・三三七頁以下等参照)であり、後者は小田切ら六人が官軍の幹部になりすまして諸所で金策をした事件である(前掲縣史・第一卷・八一頁以下参照)。
- (19) 士族の處罰は、町差配ではなく、鎮撫府が直接に所管したことを示している。
- (20) 平松・前掲訴訟法の研究・四六九頁—四七一頁。なお、代官の吟味權については、同書・四六〇頁以下参照。
- (21) 石井良助「江戸時代漫筆」・一八九頁—一九〇頁。
- (22) 明治二年十二月、甲府縣市川支廳(市川代官所の後身)より縣へ「窃盜五拾兩以下ノ者刑科ノ儀博奕三度以下手限御仕置可申付者ト同様ノ刑科ニ相當リ先般合局不相成已前何濟モ有之儀ニ付以來當衛ニ於テ手限御仕置申付其段御届申上候様仕度」と申出で「何之通」の指令をえた(前掲縣史・第一卷・七七四頁)。「博奕三度以下」は重敵以下に該當し、本文で述べたごとく代官の手限仕置權の範圍である。この伺いは、それが支廳の手限仕置權に屬していることを當然の前提とし、さらにそれと科刑を同じくする五拾兩以下の窃盜にまで手限仕置權の擴張を申出たものである。これによつてみれば、徳川時代の代官の手限仕置權が、そのままの形で維新後にも持ちこされていたことは明らかである。因みに「合局不相成已前」というのは、二年七月十七日、郡政局廢止に伴う支廳開設以前の意味である。「何濟モ有之」とある點からみると、すでに郡政局の時代に手限仕置權について了解をえており、支廳において、再確認をもとめたものかも知れない。
- (23) 十月晦日の行政官達は流刑につき「蝦夷地ニ限り候得共彼地御制度相立候迄ハ先舊ニ仍リ取計置可申事」と、従前の通り執行すべき旨述べているが、町差配が「徒流」を鎮撫府に具申したのは、この途に先立つ十月十七日のことである(前掲縣史・第一卷・九五頁)。町差配の意向では、維新の混亂の折柄、伊豆の島への流刑が不可能と判断したのである。
- (24) 前掲縣史・第一卷・七六〇頁—七六三頁。
- (25) 久保島豪藏(高島藩士)は、二年一月八日、權判府事補で市政掛に任ぜられた。同日、町差配を免ぜられた名倉の辭令に「町差配被廢候ニ付被免候事」とある(久保島、名倉の履歴書に據る。内閣文庫藏「山梨縣史料」第三十三冊)。すなわち、一月八日、「町差配」が廢止され、「市政掛」が置かれたのであろう。なお、二年はじめ頃のものと思われる「甲斐府有司便覽」(山梨縣立圖書館藏)によると、赤松、成澤、石田は「權判府事補、郡政掛」とある。「郡政局管長」の名稱も、「市政掛」に對應して「郡政掛」と改められたのであろうか。

(26) 假律の編纂過程については拙稿「假刑律の一考察」・前掲拙著・一頁以下。その全文は「法規分類大全」刑法門(一)・刑律(一)・五五頁以下参照。

(27) 前掲分類大全・一一五頁。従来、私はこの「達」が全国の府、縣、藩に通達されたものと理解していた。しかし、種々考究の結果、それは東京府のみに通達されたものであつたと、現在では推定している。この點については、近く本誌に「明治元年十一月三日の達について」と題する考證を發表する豫定である。

(28) 元年十一月十三日「達」の内容は、次の通りである(前掲分類大全・刑法門(一)・刑律(一)・一一五頁)。

新律御治定迄別紙四刑各三等ヲ以テ假ニ輕重ヲ配當致シ當節左之通處置イタシ候事

火附、強盜人ヲ殺ス者 梟首 強盜、百兩以上窃盜、強姦 劊首

窃盜五十兩以上 徒罪 同 二十兩以上 答百

同 一兩以上 答五十 同 一兩以下 答二十

欲盜未得盜者亦同其餘之犯罪右ニ可準知事

一 死罪之儀ハ經奏裁候而可刑事

一 於盜賊ハ流罪除之 但梟刑之内姑モ難聞事情有之者ハ其府ニ於テ即決追テ奏聞之事

一 火刑ハ永廢止之事

一 殺君父ノ大逆罪ハ臨期勅裁之上可處磔刑事 其他磔罪廢止之

一 絞首ハ至秋季一時ニ刑之自然御大禮等ニテ赦令有之候ハ、可被免之事

一 官人並諸藩士等之刑科ハ^自梟首^下流^輕禁錮^之科^略之事

死 梟首 劊首 絞首 流 七年 五年 三年

徒 二年 一年半 一年 答 百 五十 二十

(29) 假律は一般に公示されたものではないから、正確には「御布令」とはいえない。したがつて「布令」は「制定」の意味に理解すべきであらう。

(30) 指令の中に「朝廷御多端ノ折柄東西兩京ノ御布令齟齬ノ分モ有之」とあるのは、京都の刑法官で制定された假律と、東京奠都後(七月十七日)、行政官から出された十月晦日の布達との間に、い、ち、が、い、のあることを指摘したものであらう。たしかにそうした事實はある。例えば本文でも述べたように、前者が四刑三等を採用しているのに對して、後者はそうでないからである。

- (31) 甲斐府から出される布告、指令、禁令の多くは「判事」の名において通達されている(前掲縣史・第一卷・七八八頁以下参照)。
- (32) 前掲縣史・第一卷・三頁、「司法沿革誌」・三頁、五頁。
- (33) 指令の擔當者を土肥判事とした場合、なぜ彼が假律を排したかは、興味ある問題をはらんでいる。本文でも述べたように、假律は最初の原案を、刑法官部内で論議を重ねて修正したものであるが、四刑三等の原則を採用したのは、修正後の假律であつて、原案はそうではない。甲斐府指令にみられる絞刑の不採用、徒刑の五等制などは、假律原案の規定と同じである。とすると、刑法官部内で修正論議に参加したであろう土肥は、假律原案の賛成者であつて、その修正には反対していた少數派の一人であつたかも知れない。ここに、甲斐府指令が修正後の假律に敢て準據しなかつた原因があるという推定も成りたつ。
- (34) 假律の内容は、土肥を通じて郡政局、市政局關係者に伝えられたとも考えられる。もしそうであれば、彼等は十一月十三日「達」のみならず假律をも知つていたことになる。
- (35) 拙稿・前掲東京府刑法・本誌第三十一卷七號・六七頁以下参照。
- (36) 神奈川縣では、明治二年五月の臨時法に「刑法假定」という名稱を附している(拙稿・前掲神奈川縣刑法・前掲拙著・一九四頁以下参照)。
- (37)(38) 前掲縣史・第一卷・七六五頁―七六七頁。
- (39)(40) 前掲書・七六七頁―七七二頁。
- (41) 前掲書・七七二頁―七七三頁。
- (42) 前掲縣史の二年度「刑罰」(第一卷・五四四頁―五九七頁)の記録にもとづき作成した。
- (43) この内一名は、甲府郡政局から甲斐府へ上申され、その指令によつて刑の執行が行われた者である。他の一名は石和郡政局管内の者で、甲斐府の指令をうけた記録は残つていないが、兩名を同時に執行するため「直次郎、仙助引廻獄門御仕置手續書」が作成されているから(前掲縣史・第一卷・七七九頁―七八〇頁)、石和郡政局が甲斐府の指令をうけたことは確實である。
- (44) 前掲縣史・第一卷・五五四頁。
- (45) 前掲書・五六一頁、五六四頁。一般の流刑については、刑法官、刑部省へ伺い出てはいない。ただ三月二十九日、僧虎道他六人の流刑を刑法官へ伺つて言渡しているが(前掲書・五五七頁以下)、これは事件が反亂未遂の政治犯であつたためであらう。
- (46) 前掲書・五七七頁。
- (47) 杖、笞の區別は明らかでない。この點は元年度の統計についても同様である。あるいは重敲(百)、輕敲(五十)の區別であつたと

も考えられる。

(48) 前掲縣史・第一卷・五八五頁。

(49) 前掲書・五六五頁。

(50) 前掲縣史の三年度「刑罰」(第二卷・九八頁―一三九頁)の記録にもとづき作成した。

(51) 前掲縣史・第二卷・三三七頁。

(52) 拙稿「新律綱領編纂關係考」・前掲拙著・四二頁以下参照。

(53) 前掲縣史・第二卷・七〇七頁―七〇八頁。

(54) 前節で述べたごとく田安領が縣の管轄に入ったのは三年五月であつたから、それ以前の田安領關係の犯罪處刑數はふくまれていない。因みに、維新後の田安領における刑事裁判については、いまのところ不明である。

(55) 三年十一月朔日、甲府縣より辨官に對する官吏増員申請(前掲縣史・第二卷・二七四頁)。

(56) 前掲縣史・第二卷・七二六頁―七二七頁。これと同時に、甲府縣は綱領についての疑問點を續々と政府に伺いで指令をうけている。例えば「里長犯罪處置ノ議ニ關スル申稟」「神官犯罪處置ノ議ノ申稟」「逃亡者處置ノ議ノ申稟」「失火贖罪ノ議ノ申稟」などがそれである(前掲書・七〇九頁以下参照)。なお、請印をとつて村々へ回達する法令下達方式が、當時の甲府縣に残存していたことは、夙に福島正夫氏によつても指摘されている(前掲地方體制と戶籍制度・八三頁)。

四 徒刑制度の創設

明治二年四月、甲斐府は元年十月晦日の行政官布達を遵奉してあたらしい刑事に關する措置を指令し、その中で五段階の徒刑制度を採用したことは、前節において述べた通りである。徳川時代の甲斐においては、寄場の制度もなかつたこととて、⁽¹⁾徒刑の採用こそは全くあたらしい行刑制度であつた。しかし、これに先きだち、維新後の甲斐においては、すでに早く徒刑類似の制度が構想されつゝあつたことは注目していい。

元年八月、府中、市川、石和の三代官は、次のような伺いを鎮撫府に提出して、その指令をうけた。⁽²⁾

先般大赦被仰出逆罪且人ヲ殺シ其情罪難差免者ハ別段之事ニテ其餘罪ノ輕重ヲ不分免科之所置可致旨御沙汰ニ付テハ夫々所置可致處有宿ハ其身寄リ村役人等へ引渡モ出來候共無宿ハ素々不身持ニテ帳外相成候程之者ニ付身寄又ハ村役人へ引渡候ハ、迷惑相掛候ノミナラス當人身爲ニモ不相成品ニ寄却テ大害ヲ生シ候モ難計左候逆追拂遣候テハ其日ヨリ口過モ成兼又々惡事へ携候ハ必然之儀既ニ町差配ニ於テ追放之分再犯終ニ死刑ニ被處候モノモ有之哉ニ承リ右體之次第ニテハ御仁惠之道ニモ相振レ可申哉ニ付見込之趣左ニ奉伺候

一 大赦被仰出前盜賊一件引合又ハ輕キ咎可申付見込之者ハ赦免申渡牢舎罷在候者共ハ素ヨリ罪狀有之者ニ付有宿無宿ニ不拘大赦之御趣意貫通致候様申諭改心見様中空地又ハ明地等手廣之圍場所補理

本文圍之儀四方櫛矢來門番小役出役詰所罪人差置候小屋補理候續右御入用並場所坪數等之儀ハ本文下知濟之上得ト取調相伺候様可仕候

白晝ハ右圍内勝手ニ出歩行爲致夕七ツ時限メリ之場所へ入且銘々手職出來候モノへハ其業爲致無業之モノハ藥細工又ハ薪拵杯覺易キ手業爲致日々出來候品ハ帳面ニ記シ置賣徳之内三分一當人へ相渡三分二ハ役所へ預リ置追テ赦免申付候節渡遣シ候様取計候ハ、家業ニモ有付自然本心ニ立直リ無此上御仁惠ト奉存候

但容易ニ圍外へハ難差出候得共辛抱見届之上堤普請荒地返等之夫役ニモ召遣候様仕度奉存候

一 村々不身持之モノハ懲之タメ前條同様之手續ヲ以圍入取計候ハ、自然心得違之者モ相減候儀ニ至リ可申尤罪之輕重ニ寄日數年限等相立年限不滿内ニテモ改心之體相顯候ハ、赦免爲致候様仕度奉存候

一 罪人壹人ニ付米五合ツ、相渡鹽漬衣服其外都テ手業之方ヲ以爲取附候ハ、心弛無之様相成可申ト奉存候

一 村々番非人之内人撰之上圍内詰切申付日々附屬之者爲見廻嚴重取締爲致候様可仕就テハ右人數手當被下方等ハ追テ相伺候様可仕候

一 圍入申付候モノ萬一逃去候トモ分り易キ様片糞坊主ハ眉毛摺落置右體之モノ立廻リ候ハ、速ニ差押可申様國內ハ勿論隣國迄モ御達相成候ハ、取締行届可申ト奉存候

右之通奉伺候 以上

慶應四辰年八月

赤松孫太郎

鎮撫府指令

徒罪圍入之儀可爲伺之通候夫々へ申談宜被取計候事

この前文にいうところの「大赦」は、同年六月七日、大總督府から東國に「正月十五日以前之罪人、朝敵、其餘大逆無道ヲ除クノ外、一切被差赦候條、速ニ施行可被旨⁽⁸⁾」を達したものである。また「町差配ニ於テ追放之分再犯云々」とあるは、中山代官が「大赦」によつて釋放した窃盜犯が、ふたたび窃盜で逮捕され、六月十九日に「引廻之上斬首」を執行された事件を指す。

この伺いの要旨は、大赦によつて釋放すべき者および「不身持」の者を收容し、改心するまで拘禁して生業をさづけようとするものであり、一種の保安處分の構想である。これは發足當初の幕府の石川島人足寄場（寛政二年）と似ている。三代官は幕府の先例を想起し、前節で述べたようなとくに治安狀況の悪かつた甲斐において、その制度を活用せんとしたものであろう。

鎮撫府の指令は、それに許可をあたえ、さらに「夫々へ申談宜被取計候」とあるのは、關係者間において協議の上、具體化するべしという意味であらう。

その「圍」の建設計畫が、その後どのように進展したかは、史料を缺くので判明しない。しかし、同年十一月、鎮撫府がその計畫を發表した教養院の制度は、この「圍」の構想を明らかにうけついたのである。治安対策として重要な制度であったので、その實行を三代官に委せず、鎮撫府自らのりだしたのもかも知れない。

教養院設立の趣旨は、次の文書によつて明らかである。

甲州人民從來ノ風弊ニ浸潤シ賭博ノ徒多ク賭博ノ徒一變シテ無宿無頼トナリ糊口渡世ニ苦ミ再變シテ盜賊トナル歟或ハ四方ニ漂歴凍死候歟或ハ市井ニ乞食候歟其景況一ナラストモ遂ニ國律ヲ破リ身首異處ニス罪業ハ憎ムヘシト雖モ其活計生路ニ苦ミ候ヨリ不良ノ心ヲ起シ候ヨリ見レハ豈憫然タラサランヤ方今御回運千載ノ一時ニ遭遇シ傍觀ニ忍シヤ宜ク一院ヲ設ケ教令ヲ四郡ニ布キ無宿窮民男女老幼ヲ論セス軌則ニヨリ厚ク教養ヲ加ヘ日々食糧ヲ給シ相應食業ヲ教ヘ或ハ時アリテ傭役ニ使ヒ本達ナルニ及ヒ農商ニ清セシメハ希クハ天朝無窮ノ恩化ヲ四郡ニ沐セシメ自ラ罪囚ヲ減スルノ理ナリ等閑ニ遷延其撫馭ノ術ヲ失セハ良民變シテ賊トナル時ハ法律ヲ按シ其刑ニ處スルトモ其根源ハ教サルヨリ生ス所謂不教而殺是惟謂逆々罪之責ハ將タ牧民ノ任ニ歸スル哉ハタ億兆ニ歸スル哉試ニ是非ヲ天公ニ詢ヒコノ教養院ノ法ヲ興サスンハアル可ラサル所以也

但開院日限ノ儀ハ追テ相達候事

右之通從鑛撫府被命候間市中不洩様可觸知者也

辰十一月七日

市政局

町年寄へ

その規則は次のように定められた。

教養院規則

第一條 入院之者當御料貳拾五萬石中之外他所生産之者一切禁止之事

第二條 御料貳拾五萬石ニ付壹萬石ヨリ拾人宛三縣解ヨリ生産倉窮景況等巨細取調入院之事 極額貳百五拾人也

第三條 壹人ニ付毎日米五合給與之事 壹箇年米七拾五俵也

第四條 在院半年ヲ期限トス

第五條 教養院頒職 預 壹人 掛 貳人 下吏

第六條 院中小規則教導之法其預人體ニ委任スヘシ

即今先假リニ右ノ規則ヲ定メ其可否ヲ觀察シ追テ恢弘スル可也

辰十一月

そして教養院預職には名倉予何人の兼勤が命ぜられ（十一月五日附）、掛役二名の選任は名倉に委任された。⁽⁸⁾
名倉は次のような細則を定め、鎮撫府に具申した。⁽⁹⁾

教養院規則細則

- 一 院中男女之別肝要タルヘキ事
- 一 長幼之節亂ルヘカラサル事
- 一 在院之者徒刑者ト交接無用タルヘキ事
- 一 節句朔望ニハ掛役ヘ賀儀申述ヘキ事
- 一 節句ハ終日休業朔望ハ半日休業之事 但年首ハ三ヶ日休業タルヘシ
- 一 在院半年ト相定候ヘ共期限ニ至リ尙此上滯院致シ度者又ハ未タ期限ニ至ラスシテ退院致シ度者共ハ其次第互細相認メ願書差出ヘキ事
- 一 内用ニテ他行之儀節句朔望之外無用タルヘキ事 但無據次第有之節ハ其趣掛役ヘ相斷差圖ヲ受他行スヘキ事
- 一 在院中算筆其外取廻シ向巧者ニシテ人柄好キ者ヲ撰ヒ世話方申付ヘキ事
- 一 掛役之者夜中又ハ朔望杯用隙ヲ見合時々孝悌之道ヲ説諭致スヘキ事
- 一 朝五ツ時業ヲ執リ黄昏業ヲ終ルヘキ事 但執業並食時等擊柝合圖之事
- 一 夜間ハ算筆稽古致スヘキ事
- 一 執業ハ人々望ニ任セ無懈怠相勵ミ賣代金錢掛役預リ置ヘキ事 但入院之節銘々職業之器械夜具之類持參スヘシ
- 一 在院之者交番ニ薪水炊爨ヲ取ヘキ事
- 一 兩三人宛交番ニ火ノ番相勤メ夜間ハ別テ念入相廻ルヘキ事
- 一 院内出入之節印鑑相用ヘキ事 但方三寸ノ木札ヘ村里姓名明記シ燒印有之ヘシ
- 一 掛役日々壹人宛罷出教導致スヘキ事

- 一 下吏壹人宛當番詰合ヘキ事 但火ノ番兩三人小使兼勤スヘシ
- 一 門限之儀朝六ツ半時開闔夕六ツ時閉闔之事 但無據他行之者夜五ツ時限歸院致ヘシ
- 一 番非人兩人宛門番相勤ヘキ事 但時宜ニ寄別ニ門番兩人召抱ヘキ事
- 右貳拾件院内小規則之大略也其他差向候事件ハ臨時伺出ヘキモノ也

辰十一月

預 職

この教養院の趣旨が、前述の「園」のそれとちがう點は、大赦による釋放者の件を正面にうちだしていかないことだけである。政府が行わんとした大赦に對して、多少の抵抗ともみられることを遠慮したのかも知れない。

教養院の設立を決定した直後、鎮撫府は廢止されて甲斐府が發足したが、その構想はそのままひきつがれ、甲府代官町の敷地にその建築準備がすすめられた。前掲縣史によると、その規模は次の通りである。⁽¹⁰⁾

院ノ大サ其園ミ方六拾步許、四面ニ塹柵ヲ設ケ、表裏ノ二門ヲ開キ、内ニ梁間三間桁間貳拾間壹宇、梁間貳間桁間貳拾間壹宇、梁間三間桁間拾六間貳宇、梁間貳間桁間拾六間貳宇及土藏壹戸等ヲ構ヘントス(句讀點手寫)

すなわち七棟二六〇坪餘の施設である。石川島人足寄場は廳舎をふくんで約五百餘坪の建物もち、人足收容力は六百人を限度としていたから、二百五十人を收容すべき教養院はその約二分の一の設備を考慮したものとみられる。徳川時代における代官の牢屋は、一般にその規模が小さかつた。⁽¹²⁾ 甲斐における代官の牢屋についての状況は不明であるが、境町はじめ四カ所⁽¹³⁾の牢屋の收容力もせいぜい二百人程度であつたと思われるふしがある。⁽¹⁴⁾ 二百五十人を一カ所に收容せんとする教養院の施設は、當時として破天荒の大計畫であつたとみていい。たとえ當時の甲斐地方に、そのような施設を必要とする現實の要求があつたとしても、そしてまた幕府の寄場の先例を追つたものであつたにしても、そうした保安處分の實行に着手した鎮撫府―甲斐府當局の英斷は賞讃さるべきであらう。

ところが、翌二年三月、教養院の設置は中止と決定し、その建物は模様替えが行われ、次のような徒刑場として完成した。⁽¹⁵⁾

- 一 徒刑場外圍 南北貳拾貳間 壹所
- 一 番小屋 東西拾五間 壹宇
- 一 徒役檻 梁間貳間 壹宇
- 一 操業場 桁間拾貳間 壹宇
- 一 露炊所 桁間拾貳間 壹宇
- 一 浴室 壹宇
- 外ニ門 木戸 便所

この構造は、教養院として當初に計畫されたものの約五分の一にすぎない。收容能力は四、五十人程度であろう。前に述べたように、「甲斐府指令」によつて徒刑の採用が決定されたのは二年四月であつたから、徒刑場の建物の方がそれに先き⁽¹⁶⁾だち完成していたわけである。

教養院設置を中止した理由については、徴すべき史料を缺く。元來、教養院は自由刑そのものの執行場ではない。したがつて、教養院と徒刑場を併置したとしても、別に矛盾はしない。教養院の前掲「細則」には「在院之者徒刑者ト交接無用タルヘキ事」と、徒刑場との併置を前提とした規定もみられる。それにもかかわらず、教養院がにわか中止された原因はなんであつたか。當時、保安處分と刑罰とはかならずしも峻別されていなかつたから、徒刑場を設置すれば教養院を設ける必要はないという考慮によるものかも知れない。しかし、それならば教養院の規模がそのまま徒刑場として更生した筈である。ところが實際は、前に述べたごとく約五分の一の規模に縮小された。私は、教養院中止の最大の理由は財政上の問題であつたと考える。徒刑場の建築費は、「明治元年御勘定帳」によると「貳千八百八拾七兩貳分永百貳拾六文五分」⁽¹⁷⁾であつたといふ。これから推測するに、教養院の建築にはおそらく壹萬兩前後の費用を要したであろう。當時の甲斐府の一年間の收支

は約拾九萬兩であつたから、壹萬兩の出費はかなりのパーセンテージを占める。元年の風水害にもとづく府内各所の土木工事の費用を、二年一月、府は行政官に對して「御普請箇所莫大ノ御入費ニテ昨辰年御物成ニテハ難行届」を理由に、「御下ケ金」を申請しており、⁽¹⁸⁾また新設を計畫した「共立病院」も、民間からの献木が流失したことを理由に中止していることなどから判断するに、府の財政は決して潤澤ではなかつたと思われる。壹萬兩の出費は、府の財政からみて、非常に大きな負擔であつたにちがいない。それがため、教養院の設置を中止し、徒刑を行うに必要最小限の施設を、徒刑場として建築したものと推定される。

徒刑場完成の翌四月、「徒刑場規則」を制定し、六月四日これを刑法官に具申した。⁽²⁰⁾「徒刑場規則」は全二十六カ條から成る(條数は附されていない。いま假に手塚において條数を附して引用する)。いま、この規則にもとづき徒刑の内容を考察しよう。

一 管轄と職員

徒刑場は市政局の管轄に屬した^(一)。郡政局で徒刑の宣告をした場合は、その徒刑人を市政局へ引渡した。刑期満了後の釋放は、郡政局關係の徒刑人についても、市政局において隨意に行つた^(二)。

徒刑場の責任者は「徒場取締方」と呼ばれた^(三)。二年一月甲斐府職制の「徒刑掛」がこれであろう。⁽²¹⁾その下に「出役掛」がおかれ、市政局附屬の官員から二人選ばれた。出役掛は晝夜交代で一人ずつ勤務し「見廻ハ勿論刑人心行相改候様並手職怠リ不申候様不絶爲及教諭」した^(三三)。

番人は、非人頭善九郎配下の番非人が三人ずつ晝夜交代で「門番所」に勤務し、警備、炊事、徒刑人の製品の賣さばき、外役の取締などに従事した^(一二三條)。牢屋の雑役に特殊民を使用する徳川時代の慣行が、ここにうけつがれている。⁽²²⁾前節で述べた「徒刑役夫」もまた徒刑場の下働きに使用されたであろう。

二 所 遇

徒刑場では男女別に拘禁し「往來ハ勿論言語不通」とした。そして女監は晝夜共に錠をおろし、鍵は出役掛が保管した(三)條。その食事は、板壁の穴から、番非人が毎回差入れるのである(三)條。しかし、前節で述べた二年度および三年度の統計にあらわれた徒刑人の中には、事實上、女はいない。

徒刑人の飯米、鹽膾、薪などは、すべて官給であるが(四)條、食料の定量の規則はない。「父兄又ハ親類」から「並合ニ外レ」ない限り、食料の差入れが許され(一六)條、また見張所の前で番人立會の上、本人が食物を行商人から買うこともゆるされて(一五)條。

男の徒刑人の頭髮は「幅壹寸程前ヨリ後口襟元迄剃明ケ髪ハ常體ニ爲結」、毎月三回は結髪、月代がゆるされたが、その代金は「稼出シ代銀」から拂われた。しかし、刑期滿了五ヵ月前からは、常態にすることがみとめられた(二一)條。女の徒刑人の頭髮は「常體爲相束前ノ方幅壹寸五分程髻ノ際迄爲剃」つたが、眉は「勝手」である(二二)條。

衣服は男女共に、夏は「單物」、冬は「布子」一枚ずつが官給された(五)條(二)條。これらは淺黄木綿で「背幅壹杯ニ表裏共」に(六)の印が墨で書かれていた(二二)條。その他の衣料は、食料同様に差入れがみとめられた(一六)條。

徒刑人の頭髮、服装は、あらかじめ府内に通達され、そうした者に「壹宿壹飯壹衣ヲ與ヘ候」者は「嚴重ノ咎可申付」ものとしている。さらに徒刑人の容姿は、管内のみならず田安領および隣國にも通報された(二二)條。

入浴は月に四、五回ゆるされたが(六)條、とくに女の入浴は男と別の日を定め「猥成儀無之様」に留意されている(三)條。徒刑人が死亡すれば「死骸取捨」にし「働出シ候品物ノ代金」は、市政局が沒收した(一八)條。

三 場内紀律

徒刑人は五人を以て一組とし、それに一人の「世話役」をおき、さらに五組の内から一人を選んで「重立世話役」とし「惣體ノ取締」とした(一四)條。この規定からみると、二十五人を收容定員としたようにも思われる。

この世話役の制度は、徳川時代一般の牢屋にみられるいわゆる「牢名主」制が採用されたものとみていい。⁽²⁶⁾

徒刑人と宿元との交渉は禁止され、もしも出役掛あるいは番人がそれを取計らつた場合は、宿元の者と共に「咎」申付られ、また徒刑人は「年限増」の處置をうけた^(二〇)。徒刑場内で、「喧嘩口論」「博奕同様ノ儀」「其外戲遊」をなした場合は、

は、首従、輕重の差別あるいは再犯、再々犯等の區別によつて「年限増」を命ぜられた^(一九)。徒刑場から脱獄した者は、

一回目は刑期に「壹年相増」、二回目は「構内於て死罪」に處せられた^(二四)。しかし、脱獄が「不所存」の場合は、刑期に「半年相増」であつた。他方、脱獄の企てを「訴出」た者は、刑期を「半年相減」じた^(二五)。

火事の場合は、徒刑人を解放したが、集合場所は遠光寺村非人頭善九郎屋敷と定められ、指定の日時に立ちもどつた者は、

刑期を「一等減」じ、逃去つた者が「召捕」られた際は、刑期に「半年増」を命ぜられた^(七)。これは、いわゆる「切放」⁽²⁷⁾の制度を成文化したものである。

四 作 業

作業には外役と内役とがあつた。外役は、徒刑人の「壯強老弱」に差別なく行われ、「城郭内外其餘持場無之場所々々川筋小橋道作り手傳草取掃除」等に従事し、また「刑場掃除」「薪水炊春ノ業」その他構内の農耕作業に使役された。いずれも朝五ツ時(午前八時)から午後八ツ時(午後二時)まで労働した^(二二)。この場合の報償金については規定を缺く。明治二

年三月の京都府徒刑場規則によると、官用勞役は無賃であつた。⁽²⁸⁾前記の外役も官用勞働と思われるから、無賃を豫定し、それがため賃銀の定めがないのであろう。なお「輕鞞の帶刀人、神職、出家」の徒刑人は外役を免ぜられた^(二三)。

内役は、「草履草鞋」作りを原則とし、その他、徒刑人の得意とする別の「手細工」もゆるされた。材料、道具の仕入金

は官から貸し出され、製品の販賣金から差し引かれた^(九)。材料、道具の買入金は、すべて番人を通じて行われ、また製品の

販賣代金は、出役掛が保管し、徒刑人には「印紙ノ請求書」⁽²⁹⁾が渡され、毎月晦日に、徒刑人一人ずつについて收支の計算

が行われて記帳された^(一五)。作業に「出精ノ者」は「褒美」として五節句および毎月一回ずつ酒以外の食物の買入れがゆるされ、その代金は官給された^(一七)。

女の徒刑人の作業は「絲綿質挽縫物」で、作業に使用する刃物類は、毎日世話役から渡され、事故を防いだ^(九)。その他の取扱いは、男の徒刑人の内役と同様である。

内役の仕事は、朝六時半時（午前七時）から「執業場」で行われ、夕七時半時（午後五時）に終業し、作業、食事の合圖は撃橋で行った^(一〇)。休役日は「五節句八朔九月廿二日盆中正月三ケ日」である^(一一)。

以上の規定からみると、内役は完全な「自己作業」である。

五 教 化

教化については、「作法ノ趣其外心得方行儀締合一々壁上ニ書顯シ場所内へ張置出役掛毎月兩三度爲讀聞猶朝夕勸善懲惡ノ教諭相加へ候様致候事」^(二六)とあるだけで、特別の手段が採られた様子はない。

以上が徒刑の内容である。大體において石川島人足寄場—東京府徒場の制によつたと思われるが、當時の他の徒刑場の規則に比較して、とくに詳細なものとはいえない。食料の詳しい規定を有しないこと、醫療の規定のないこと、教化についても特別の考慮のないこと等からみると、むしろかなり杜撰な規則であつたともいえる。しかし、内役の自己作業制度だけは、多少注目すべき規定であろう。石川島人足寄場では官役に従事させ、毎月錢四百文以上一貫目以下の褒美錢をあたえ、その中、半分は毎月本人に支給して自由に費わせ、残額は出所の際、生業の資金として支給した^(一)。明治維新後の各地の徒刑場では、大體においてこの方針に準じた取扱いをしている。したがつて原則として自己作業制度は採用せず、賃銀の規定をおくのが普通である^(二)。ところが前掲の規則には、賃銀の規定がない。徒刑人が自己の得失計算において内役を行う制度では

その必要がないからである。作業の能率をあげるといふ點では、寔に適當な方法であつたにちがいない。ただその利得金の全てを徒刑人の収入にした點は問題であらう。⁽³⁴⁾ 食料は官給するにもかかわらず、徒刑人の勞役による利得金は、全然、官の収入にはならないとすれば、府の財政上の負擔は重いからである。果してこゝうした取扱いは、ながくはつづかなかつた。明治三年十一月、甲府縣より大藏省に對し「徒場費用ノ議」の具申⁽³⁵⁾によると、「稼高⁽³⁶⁾ノ内十分ノ一ハ都度々々當人共へ相渡殘九分通ノ内四分五厘ハ官費へ差加四分五厘ハ積立置徒出ノ節相渡來候」と述べている。この具申は、さらに「官費ノ内へ差加」うる分を「九分通りノ内七分」に引き上げようとしたものである。この具申が許可されたかどうかはわからないが、當時すでに内役の利得金を全て徒刑人の収入とする取扱いが、大きく變更されていたことは明らかであらう。

明治二年七月、三郡政局および市政局は、不良民の取扱ひに關して甲斐府に伺い出で、その指令を仰いだ。次の通りである。⁽³⁸⁾

不良民ノ儀ニ付奉伺候書付

來今脱籍ノ者不可有御座候處農工商共生質凶徳ヲ得候放逸無慚ノ者共其父兄親戚ノ叱諭ヲ不用不良ノ所業相募終ニ其禍ヒ父兄等ニ可及ヲ恐怖仕奮離勘當帳外相願度程ニ心得候者其段願出候ハ、改心仕候迄徒場入被仰付候様仕度尤右類ノ者其父兄ヨリ徒入相願候へハ聞届諸入費ハ銘々ヨリ爲差出候管先般徒場規則取調候節申上置候へ共極貧ノ者ニ至リ候テハ一時ノ儀ト違ヒ始終右入費差出候儀行届兼徒入願モ不致内終ニ災害ヲ醸シ候仕儀ニ至リ候モ可有之如何ニモ慇然ノ次第ニ御坐候間極貧ノ者共ニテ事實手ニ餘リ候程ノ者ヲ其父兄ヨリ徒入相願候分ハ徒罪人同様入費ハ當人執行ニテ不引足分御入用ニ被成下將來ノ災孽無罪ノ父兄親戚ニ不及様御垂恤被成下度誠ニ奉存候依之奉伺候以上

巳七月

赤松 孫太郎

成澤 勘左衛門

石田 守人

久保 嶋豪藏

指令

書面可爲伺之通候事

巳七月廿五日

先きに徒刑場を設けた際、教養院の計畫を中止したので、犯罪に至らない不良者を隔離、矯正する手段はなかつた。こうした具申が行われたのは、それがためである。甲斐府はその指令において、この具申を是認しているが、小規模の徒刑場に、果してその餘裕があつたかどうかは問題であろう。前節に掲げた二年度および三年度の犯罪統計によつて、徒刑人數を集計すると、全部で二十九人になる。これに元年度の「徒流」二人、二年度の「徒場役夫」五人を加えると三十六人になる。他方、二年十月から三年九月までの徒刑場における徒刑人飯米として「七拾七石五斗七合⁽³⁹⁾」という記録が残っている。一人一日五合の消費量として計算すると、常時、四十二、三人の在監者がいたことになる。時間的に多少のずれがあるから正確ではないが、正規の徒刑人以外に、七、八人の收監者があつたと考えられないこともない。この分が前掲伺の「不良民」であろうか。いづれにしても、多くの「不良民」を收容して保安處分を行うには、徒刑場の規模は餘りにせますぎたといわねばならない。こうした點を考えると、教養院の設立中止は、當時の甲斐における治安政策上、寔に大きな損失であつたといへべきであろう。

- (1) 徳川時代の甲斐における牢屋は、各代官所毎に設置されていた（石和代官所の出衛である各村陣屋にも附屬の牢があつた）。甲府代官所の牢は、境町にあつたが（明治元年六月以降、牢守は三井市右衛門）、これと別に遠光寺村一本柳（伊勢町）の非人頭善九郎の私宅にも「溜」と稱する牢屋があり、境町牢舎の囚人を分禁し、あるいは勤番支配掛の囚人を預つていた（『日本監獄教誨史』上巻・五七一頁）。この「溜」は、江戸の淺草、品川の「溜」と同じように、病監にも利用されたようである（平松・前掲刑事訴訟法の研究・九三〇頁）。また、維新後、女監に代用されたこともあつた（五年五月山梨縣斷獄課稟議・前掲縣史・第二卷・一〇五六頁）。
- (2) 前掲縣史・第一卷・三四〇頁—三四一頁。
- (3) 『鎮臺日誌』・前掲復古記・第十冊・三三五頁—三三六頁。明治政府は創設直後の元年一月十五日、明治天皇の元服を祝して大赦を

令したが、戦亂状態がつづいてきた關東地方には徹底しなかつたので、改めて大總督府が発令したのである(前掲明治史要・上巻・一六頁、六九頁)。

(4) 前掲縣史・第一卷・八四頁。

(5) 大赦によつて釋放さるべき人数は明らかでない。

(6) 前掲縣史・第一卷・二七二頁―二七三頁。前掲監獄教誨史・上巻・五七三頁、「日本近世行刑史稿」・下巻・一〇七六頁―一〇七七頁。

(7) 前掲縣史・第一卷・三六二頁。前掲行刑史稿所載のものは、「山梨縣廳所藏舊記」によつたとされているが、多少その文言を異にする(下巻・一〇七七頁)。

(8) 前掲縣史に所載の名倉に對する辭令をみるに、その肩書に「判物取締役」とある(第一卷・二七二頁。前掲行刑史稿所載の辭令には肩書を缺く。下巻・一〇七七頁)。しかし、前掲山梨縣史料(第三十三册)所載の名倉の履歷書によると、彼は當時町差配であつて、判物取締役を兼ねていた記録はない。なお、教養院關係の人事については、これ以外に、十一月十日、中川省吾(舊甲府勤番破損方手代)が「教養院掛下役」に任命されたことしか判明しない(前掲山梨縣史料・第三十三册)。

(9) 前掲縣史・第一卷・三六二頁―三六四頁。前掲行刑史稿には、その要旨のみが掲載されている(下巻・一〇七六頁)。なお、同書は、教養院設立を名倉の發議としているが(下巻・一〇七五頁)、その根據は示していない。名倉は、第一回(文久二年)、第三回(慶應三年)の幕府の上海遣使に参加、また文久三年の遣歐使節池田筑後守にも隨行した。濱松藩士の中では、もつとも海外事情に明るい一人であつた(白柳秀湖「松窓名倉予何人傳(上・下)」・書物展望第四卷一一號・二頁以下、一二號・二二頁以下参照)。もしも彼が教養院の立案者であつたとすれば、海外知識の影響も考えられるが、なお、後考をまちたい。

(10) 前掲縣史・第一卷・四二九頁―四三〇頁。

(11) 前掲行刑史稿・上巻・八七〇頁。

(12) 平松・前掲刑事訴訟法の研究・九三〇頁。

(13) 註(1)参照。

(14) 明治二年四月、甲斐府判事から郡政局、市政局に對して、輕罪の處斷を早急に行うよう督促した達に「三部郡政局市政局ノ入牢惣計貳百餘モ有之中ニハ極テ輕罪ノ分モ相見候逐日暑氣ニ向ヒ候時節……可成丈早々斷決致度云々」とある(傍點) (前掲縣史・第一卷・七七頁)。これは入牢者合計貳百餘名に達して飽和状態になつたので、斷刑を急がせた意味にも理解される。これによつて甲斐における入

牢者の限度は、ほぼ推測できよう。

(15) 前掲縣史・第一卷・四三〇頁。

(16) 二年一月制定の甲斐府職員組織によると、「徒刑掛 査員」が置かれている（前掲縣史・第一卷・七三七頁）。元年十月十七日町差配から「徒流」の刑採用の具申に「徒罪」の名稱があることは既に前節で述べた。また本文に引用の教養院「細則」にも「徒刑者」の文直がある。これによつて元年十、十一月頃、すでに徒刑採用の氣運が熟していたことがわかる。府は早急の採用を豫定して二年一月「徒刑掛」を設置したのであろう。なお、徒刑場關係の人事については、中川省吾（註8参照）が、五月二十七日に「徒刑場出勤」を命ぜられた以外にはわからない（前掲山梨縣史料・第三十三冊）。そして、彼が「徒刑掛」であつたかどうか不明である。

(17) 前掲縣史・第一卷・四〇五頁。

(18) 前掲書・五〇〇頁以下。

(19) 前掲書・四三〇頁以下。

(20) 前掲書・七八〇頁―七八五頁。

(21) 註(16)参照。

(22) 前掲行刑史稿・上卷・六五頁。平松・前掲刑事訴訟法の研究・九三四頁。

(23) 徳川時代における代官の牢においては、有宿者は自辨、無宿者だけが官給を普通としていた（平松・前掲訴訟法の研究・九三六頁）。維新後の甲斐では、町差配支配の牢だけは有宿、無宿に拘らず官給で、他は無宿者だけを官給としていた。しかし、有宿者の自辨制はいろいろ弊害があつたので、三郡政局あるいは市政局とも連名でしばしば有宿者についても官給にするよう甲斐府に申入れが行われている（例えば元年十一月三郡政局より「罪囚衣食處分ノ議」、二年一月三郡政局、市政局より一罪囚費途ノ議」、二年七月同じく「罪囚衣食費途ノ議」等。前掲縣史・第一卷・三四二頁、七七五頁―七七六頁、七七七頁―七七八頁）。しかし、すくなくとも二年七月までは、甲斐府はそれに對して許可をあたえなかつたようである。ところが徒刑人については最初から有宿無宿にかかわらず官費としていた。この措置には、大藏省において多少の異議があつたらしいが、甲斐府―甲府縣はその方針を曲げなかつたようである（三年十一月、甲府縣より大藏省に對する「徒場費用ノ議」具申。前掲縣史・第二卷・三四一頁）。

(24) 石川島人足寄場では、病氣の場合に限り自辨食をゆるした（前掲行刑史稿・上卷・九二〇頁）。明治初年の地方の徒刑場では、一般に自辨食は禁止していたようであるが、名東縣のように、休日に商人の入構を許して徒刑人に食物、雜貨を賣ることをみとめた例もある（前掲書・下卷・一一四一頁）。

(25) 逃走防止のため、異様な頭髪の形を強制することは、徳川時代あるいは明治初期の各地の徒刑場に一般的にみられる現象である(拙稿・前掲和歌山藩刑法・前掲拙著・一六五頁)。

(26) 平松・前掲刑事訴訟法の研究・九三二頁、前掲行刑史稿・上巻・二〇〇頁以下。明治初年の東京府徒場(石川島人足寄場)でもはじめはその制度が存続していたが、弊害が多かつたので、三年三月、小原囚獄權正はこれを發して「間頭」の制に改めたが、實質的にはほとんど變らず、明治五年の監獄則で全廢された。しかし、類似の制度は明治十年代まで各地の徒刑場に殘存した。

(27) 火事の際、牢屋を解放して拘禁中の者を脱出させ、指定の場所、指定の日時に集合させる「切放」は、火事の多い日本獨特の行刑制度である(前掲行刑史稿・上巻・二九三頁以下)。維新後の小傳馬町牢屋では、切放の際の集合場所を本所回向院とし、翌日午前九時までもどれば罪一等を減じた(二年十月十九日、東京府より刑部省へ掛合・前掲書・下巻・四〇〇頁)。

(28) 前掲書・下巻・一〇八八頁。

(29) 明治三年十二月の福島縣徒刑規則では、賃銀の支給に、現金をわたさず、「錢手形」を交附しているが(前掲法規分類大全・治罪門(三)・監獄・三四頁)、それと似ている。

(30) 明治二年四月の山口藩徒刑場規則にも「平生行ひ宜敷仕事精出し」た者には「好みの食物」を給與する規則がある(前掲行刑史稿・下巻・一〇八九頁)。

(31) 前掲書・上巻・八九八頁。

(32) 幕末、水戸藩で行われた徒刑では、正規の作業の餘暇に、任意作業をゆるし、その収入は本人に支給した(前掲書・上巻・一〇〇一頁)。一種の自己作業制度である。明治になつても、堺縣徒刑(二年二月)では、服役時間外に製造した草鞋などの賃金は本人の収入として「廳府縣警察沿革史」其三・二二九頁)。これも同様である。しかし、こうした措置は例外であつた。

(33) 通常の賃銀またはそれに近い賃銀を規定する場合は、その中の何分の一かを官に收めさせ、あるいは低額の賃銀を規定した場合は、そのまま本人の収入とした。三年十二月の福島縣徒刑規則が一日の賃銀を一貫五百文と定め、その中から食料衣服費を差し引き殘金を本人の収入としたのは(前掲法規分類大全・治罪門(三)・監獄・三四頁)、前者の例であり、元年六月の堺縣の徒刑が、一日の賃銀を二百文と定め、その全部を本人の収入としたのは(前掲警察沿革史・其三・二二八頁)、後者の例である。いずれの方法にもせよ、徒刑人の勞役から生ずる利益の一部を以て、徒刑場の經費を補う方法が一般には採用されていた。

(34) この方式が教養院細則の引きつぎであることは明らかであるが、それによつて生ずる府の重い財政負擔をどのように考えたかは不可解である。あるいは、作業の中心を外役におき、内役は副業と考え、前者は無賃勞動であるから、それによる徒刑場自體の収益を見込

み、後者の収入はすべて徒刑人に支給してもかまわない、と考へたのかも知れない。しかし、規則にみられるような外役では、プラスの収入は餘り期待できなかつたであらう。

(35) 前掲縣史・第二卷・三四一頁。

(36) 當時、相變らず自己作業制度がつづいていたのか、あるいは賃銀制に變つていたのか、その點は明らかでない。何故ならば、「稼高」の言葉は、兩者いずれの場合にも使用できるからである。

(37) 前節で述べたごとく、四年一月から新律綱領が施行されたから、工賃支給方法も、その頃から當然に綱領によつたものと思われる。綱領は「毎日、凡人雇工錢十分ノ一分ヲ給シ、其半ヲ官ニ領置シ、徒限滿レハ、放チテ郷里ニ還シ、生業ヲ營ムノ資ト爲ス」(名例律、徒刑)とする。すなわち、官役に使用し、世間一般の工賃の十分の一を支給、その半分はその都度、本人に交附し、残りの半分は、出獄の時に渡すのである。この方法によれば、官役による生産物の賣却によつて、徒刑場の經費は相當カバーできたであらう。時期はやや遅れるが、四年十月から五年九月までの甲府縣徒刑場諸經費六百五十八圓五十四錢三厘(飯米代は別)の内、三百四十圓三厘は、徒刑人の力役収入によつて補填されている(「金穀出納會計」・前掲縣史・第二卷・一一〇三頁)。

(38) 前掲縣史・第一卷・七八五頁―七八六頁。

(39) 前掲書・第二卷・三五六頁。

五　む　す　び

明治維新後、新律綱領施行以前における甲斐の刑事法と行刑の概況は、以上に述べた通りである。明治政府が實力を以て制壓し、物情騒然たる狀況がつづいた甲斐のこととて、刑事法の改革が、二年四月以降にもちこされたことは、蓋し止むを得なかつたであらう。しかし、元年十月晦日の行政官布達に應じて行われた刑事法の修正、あるいは徒刑制度の創設⁽¹⁾、そのいづれをみても、とくにめだつ特長はみあたらない。元年の末に計畫された教養院の施設が、豫定通り實施されていたならば、近代行刑史上、注目すべき結果をもたらしたかも知れないが、それも惜しくも中絶してしまつた。神奈川縣が相當大規模な徒刑制度を實施し、二年三年の兩年にわたり五百餘名に達する徒刑者を收容したのに比較すると、甲斐の徒刑は質量共

に餘りにも貧弱である。また和歌山藩が、ほとんど同じ時期にかなり意欲的な假刑法を編纂施行したのに比較すると、甲斐⁽³⁾における臨時措置はこれまた寔に消極的であつて、辛うじて前掲行政官布達を遵奉したというにすぎない。しかし、維新前後、治安状況の極度に悪化した甲斐の事態を考慮すれば、限られた司法、警察機構⁽⁴⁾を以てしては、一應の治安維持がせい一杯であつて、あたらしい建設的な動きをそこに期待することは、むしろ酷であつたとも考えられる。

(1) 徒刑の開始時期は、他の地方に比較して遅いとはいえない。神奈川府(元年六月)、大阪府(元年八月)、兵庫縣(元年十一月)、東京府(元年十一月)は別として、和歌山藩(二年二月―四月)、長崎府(二年二月)、伊那縣(二年二月)、京都府(二年三月)、山口藩(二年四月)、攝津縣(二年五月)、若松縣(二年八月)などとほぼ時を同じくするからである。

(2) 拙稿・前掲神奈川縣刑法・前掲拙著・二〇五頁―二〇六頁。

(3) 拙稿・前掲和歌山藩刑法・前掲拙著・一七八頁以下。

(4) 三年十月現在、知縣事以下史生にいたるまでわずかに三十九名を有するにすぎない甲府縣は「斷獄捕亡」關係の官員増加をしばしば大藏省に要求しているが(例えば三年十月および十一月、大藏省ニ對スル申稟、前掲縣史・第二卷・二七二頁以下)、満足すべき指令をうけられなかつたようである。

(三十五年十一月二十七日稿)